

平成16年10月5日

三番町分庁舎大会議室

食料・農業・農村政策審議会生産分科会

第7回畜産企画部会議事録

農林水産省

目 次

1 . 開 会	1
2 . 委員の出欠状況について	1
3 . 資料説明等	1
4 . 意見交換	19
5 . 閉 会	44

開 会

清家畜産企画課長 定刻になりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会生産分科会第7回畜産企画部会を開催させていただきます。

まず、本日配付しております資料の確認をさせていただきます。それぞれ右肩に資料の番号が付されておりますが、資料1・議事次第から資料2・委員名簿、資料3、これは意見の概要、それから、資料4として委員要求資料関係ですが、4-1から2、3、4、5と5種類、それから、資料5・今後の主要論点の対応方向、それと資料6、これは養豚問題懇談会の検討状況の資料でございます。資料7・養鶏問題懇談会の検討状況。資料8・担い手対策、あと参考資料としまして、本審議会での中間論点整理の資料、それから、最後に参考資料2としまして畜産の経営安定対策関連資料。

以上でございます。よろしいでしょうか。不備があれば言っていただければと思います。

それから、本日、委員各位の御議論の便宜のために、委員の皆様の足元に、これまでの審議会の主要な資料をファイルにして準備してございます。審議に際しまして、適宜、御参照いただければと存じます。

なお、本部会終了後は、また次回の会合まで事務局でこのファイルは保管させていただきます。次回会合では、改めて今回の資料も追加した形でファイルを御用意させていただくこととしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、生源寺部会長お願いいたします。

委員の出欠状況について

生源寺部会長 本日は、皆様方におかれましては、御多忙のところを御出席いただきありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思えますけれども、議事に入る前に、事務局から本日の出席状況の御報告をお願いいたします。

清家畜産企画課長 本日の出欠状況ですが、足立委員、今委員、遠藤委員、竹林委員、千葉委員、土井委員、伊藤委員におかれましては、やむを得ない事情で御欠席されることとございます。

また、岸委員は、御都合により遅れて来られるという連絡を受けてございます。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

資料説明等

生源寺部会長 それでは、事務局から、本日用意されております資料について説明をいただいた後、委員の皆様から、幾つかのテーマごとに区切りまして御意見あるいは御質問等を御自由にお寄せいただく形で進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

なお、本日の閉会時刻でございますが、15時30分を目途としておりますので、あらか

じめ御承知おきいただきたいと思います。

さて、食料・農業・農村政策審議会企画部会、少し長いので、以下「本審」ですとか、あるいは「本審企画部会」と省略いたしますけれども、この企画部会での検討状況につきましては、これまでも事務局から適宜、畜産企画部会、本部会に御報告をいただいておりますが、本日の配付資料の参考資料1にありますとおり、去る8月10日に本審企画部会において、担い手政策の在り方、経営安定対策の確立（品目横断的政策等の確立）、農地制度の在り方、農業環境・資源保全政策の確立、これらを柱とする中間論点整理が取りまとめられたところでございます。

この中間論点整理におきましては、前回の畜産企画部会で事務局から説明がございましたとおり、「品目別政策（野菜・果樹・畜産等）につきましては、農林水産省は、本審の他の部会等における議論を踏まえ、経営の安定を図るための対策における対象経営のとりえ方、営農類型ごとに固有の課題に対応する施策の在り方等について、その対応方向を本審企画部会に報告する必要がある」とされているわけでございます。今の部分でございますけれども、参考資料1の中間論点整理でございますと13ページの下から8行目から11行目にかけてでございますが、こういう形で整理されているわけでございます。

つきましては、本日の資料及び皆様方にいただきました御議論を踏まえて、10月29日に予定されております本審企画部会に対しまして、農林水産省から畜産企画部会の主要な検討状況として報告が行われることとなりますので、この点、あらかじめ御承知おきいただきたいと思います。

それでは、資料3の「第6回畜産企画部会における意見の概要」から資料8の「担い手政策について」まで、一括して畜産総合推進室長から御説明をお願いいたします。

川合畜産総合推進室長 畜産総合推進室長の川合でございます。

それでは、まずお手元の資料3から資料8までについて、私の方から一括して順次、御説明を申し上げたいと思います。

なお今回、資料大分でございますので、多少説明が早口になりますことを御容赦いただきたいと思います。

まず、資料3でございます。この資料3につきましては、前回の畜産企画部会における主な意見について、主要論点ごとに整理したものであるということで準備させていただきました。前回の御議論あるいはその後の事務局での精査を踏まえまして、今後の主要論点につきまして、一部、変更ないし追加を加えた部分がございます。その部分につきましては、左側の主要論点の欄にアンダーラインを引いてございます。

具体的に、左側を御覧いただきますと、1番「我が国における大家畜畜産の位置づけ」という点につきまして、まず、最初に1点加えさせていただいております。

それから、資料の2ページ目は変更ございませんで、3ページ目でございますけれども、5の(1)の部分でございますが、「自給飼料生産基盤の拡大と大家畜経営における自給飼料生産拡大の在り方」と、前回の資料に関する御議論を踏まえまして、主要論点の方を若干変更させていただいております。

また、3ページ目の真ん中よりやや下部分、6番でございますけれども、「流通飼料の安定的な供給を図るための施策の在り方」ということで、これも前回の御議論を踏まえまして追加をさせていただいております。

また7番でございます。家畜排せつ物の適切な処理利用。前回は「耕畜連携による堆肥の利用促進」ということでございましたけれども、家畜排せつ物全般にわたる議論が必要ということで、若干変えさせていただいております。

右側の欄につきましては、申し上げましたとおり、前回の主な意見について掲載させていただいておりますので、御参照いただければと思います。

資料3につきましては、以上でございます。

引き続きまして、資料4でございます。資料4、表紙にございますように、6点にわたる資料を御準備させていただいております。これにつきましては、前回いただきました御意見のうち、改めて事務局の方で資料をまとめて御説明すべきと考えられる事項につきまして、資料4-1から資料4-5までにまとめさせていただいております。

また、前回も御説明いたしましたけれども、今回の検討に当たりまして幅広い見地の方々から御意見をいただくという観点から、畜産物価格等部会の委員各位にも意見を募らせていただいたところでございます。この中で御提出のあった御意見につきまして、資料4-6という形で御紹介をさせていただいておりますという内容でございます。

次の4-1の資料を御覧いただきたいと思っております。「酪肉近代化基本方針と主要論点との関係」でございます。

1ページをおめくりいただきますと、カラーコピーが右左でついております。左側が「酪肉近代化基本方針」、最終的な仕上りの骨子をお示ししてございます。それから、右側につきましては「今後の主要論点」ということで、前回、さらに今回の委員各位に御議論いただく項目というものを掲載してございます。

左側の酪肉近代化基本方針でございますが、一番上に「第1 酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本的な指針」、左側真ん中にまいりまして、「第2 生乳及び肉用牛の長期見通しに即した」云々という記述、それから、第3の記述、第4の記述、それから、ちょっと飛びまして下の「第5 その他酪農及び肉用牛の近代化に関する重要事項」。この黒文字で書きました第1～第5につきましては、酪肉近代化基本方針の根拠になっております酪肉振興法に基づきまして、法定事項という形で酪肉近代化基本方針にはこういう事項を記載すべしということになっておる事項でございます。

また、左側の黄色の見出しでございますが、これは前回の酪肉近代化基本方針において、こういう項目で整理されたというものを掲載しております。

それで今回、例えば右側との関係で御覧いただきますと、今後の主要論点の一番上の2番、「『担い手』により畜産物生産が担われ、これにより我が国畜産業の国際競争力の強化を図られるための施策の在り方」(1)(3)とございますが、現在、議論いただいているこういったことについては、最終的な仕上がりの中で、第1の1「我が国酪農・肉用牛生産の基本的な展開方向」といったところの記述に関連してくるというふうに御覧いただければと思っております。

前回の畜産企画部会におきまして、畜産経営や流通・販売部門が目標とすべき飼養頭数やコストの目標を数値で位置づけるべきという御意見があったわけでございますが、これにつきましては、左側で申し上げますと、第2の頭数ですとか生乳生産の見通しのところ、それから、第3の近代的な酪農経営及び肉用牛経営の基本的指標、こちらのところで、酪農あるいは肉用牛生産について幾つかの経営類型をお示するという形になりますし、ま

た、第4の集乳・乳業の合理化並びに肉用牛・牛肉流通の合理化に関する基本的事項の中で、乳業工場の再編目標なり、そういった関連する数値目標が登場してくるという構成になってくるわけでございます。

また詳細は、後程資料5のところでお説明申し上げたいと思いますが、でき上りはこういう構造になるということで、現在の主要論点と仕上りの関係を御理解いただければと思っておりますので、適宜、御参照いただければと思います。

なお、御参考までに、次のページ以下に前回の基本方針の概要をまとめたものをお付けしてございますので、適宜、御参照いただければと思います。

続きまして、資料4-2を御覧いただきたいと思っております。「我が国畜産における構造改革の進展状況と経営体質強化に向けての課題」ということでございます。

1ページをおめくりいただきたいと思っております。「我が国畜産経営における構造改革の進展状況」ということでございます。四角の記述にございますように、各畜種とも飼養規模の拡大は急速なテンポで進展。酪農においては、先進国であるEUを上回る規模を実現ということでございます。

左側の表を御覧いただきますと、1戸当たりの平均規模の推移ということで、平成5年から15年までにかけての規模拡大の推移、例えば酪農で1.4倍、肥育では2.2倍、対しまして、水稲では1.1倍というものを記載しております。

また、真ん中の欄は総生産額に占める主要農家の割合というものを示してございまして、一番上の米に比べますと、下3つ、生乳、肉用牛、豚とありますが、いずれも9割を超えているということでございます。

また、右上の表でございまして、認定農業者の割合、それから法人化率を掲載してございます。畜産全体では23%、下の方の稲作1.6%、あるいは果樹9.6%と比較していただければ高いということがわかると思っております。また、畜産の中でも酪農は認定農業者率47%、あるいは養豚で31%、法人化率も畜産全体で7.3%、養豚では21%という状況になっている次第でございます。

また、右下のグラフでございまして、他作目に比べまして、いわゆる59歳未満あるいは50歳未満という若い従事者が多いという状況になっておるわけでございます。

2ページ目を御覧いただきたいと思っております。「生産コストの削減や省力化の推進による経営体質強化」ということで、四角の最初の「に」でございますように、「畜産においては、更なる規模拡大が必要なケースもあるものの、生産コストの削減や省力化の推進等経営体質強化のための施策を充実することが重要」という観点でございます。

絵の真ん中でございますけれども、規模拡大一辺倒のコスト低減追及から低コスト・ゆとり・省力化に向けた多様な取り組み、「人」「家畜」「土地」の均衡のとれた畜産の確立、これによる経営体質強化ということで、具体的には、ここにあります放牧による低コスト化、あるいは外部化によるゆとり、新技術を活用した省力化、こういったことが大きな点として考えられるのではないかとことを示させていただいております。

資料4-2につきましては、以上でございます。

続きまして、資料4-3について御覧いただきたいと思っております。「これからの自給飼料政策について」ということで、これも前回、御議論のあった点でございます。

1ページを御覧いただきたいと思っております。「自給飼料政策の基本的考え方」ということ

で、最初の記述にございますように、輸入飼料への依存から脱却し、自給飼料に立脚した安全で安心な畜産物の生産を図ることが重要ということで、下に書いてある3つの観点ということでございます。

1つは自給率の向上という点でございます。自給飼料に立脚した安全で安心な畜産物の生産を図り、大家畜生産を振興することが重要ということでございます。ただ、飼料自給率10%アップ、これは、食料自給率全体につきましては1%のアップということにとどまってくるという点在实际にあるわけでございます。右側の吹き出しにありますように、飼料自給率10%アップを図るためには、青刈りトウモロコシ25万ヘクタール、25万ヘクタールと言いますのは、大体、神奈川県全体の面積に相当しますが、これだけの作付増加が必要という点も考慮する必要があるということでございます。

また左下、国土の有効活用ということでございます。稲発酵粗飼料あるいは水田放牧による水田での増産、あるいは放牧による耕作放棄地等の利用ということで国土の有効活用、さらに、3つ目として家畜排せつ物の適切な利用による資源循環型畜産の確立という、この3つの観点から自給飼料生産が重要ということを1ページ目では言っております。

しからはば2ページ目でございますが、この自給飼料生産、どこで、だれが生産するのかという点でございます。具体的に、左下のグラフにございますように、どこで飼料作付を増やすかということでございます。転作田の活用あるいは耕作放棄地等の未利用地の活用が重要ということでございますが、具体的に作付面積の目標につきましては、畜産以外の他の作物とあわせて、食料・農業・農村基本計画に向けて本審査部会の方で検討がなされるということで、面積の欄は、この段階では空欄にしております。

また、記述の最初の にありますように、畜産農家は自給飼料の重要性は理解しつつも、その利用可能な農地や労働力の不足、新たな投資への不安ということで、経営体ごとに飼料生産拡大を図ることがなかなか難しいという観点から、右下の茶色の部分でございますけれども、だれがやるかの部分については、ここにございますように、「外部化」ということを推進する必要があるのではないか。1つはコントラクター、もう1つが公共育成牧場といった形での外部化、アウトソーシングを図っていく必要があるのではないかということでございます。

3ページを御覧いただきたいと思っております。自給飼料基盤確立には耕畜連携が不可欠ということになるわけでございますが、下の絵のところでございますように、耕畜連携、耕種地域と畜産地域が重なる場合、あるいは耕種地域と畜産地域が離れている場合、こう2つに分けて考える必要があろうかと思っておりますが、近接する場合につきましては、耕種農家から、稲わらあるいはホールクロップサイレージの提供、あるいは畜産農家への農地の利用権の設定、それから、畜産農家サイドからは乳用牛の放牧、畜用牛の放牧、あるいは良質な堆肥の供給ということが考えられるのではないか。

また、離れている場合につきましては、右側にございますように、耕種農家と畜産農家の間にストックポイントをかませる、あるいは堆肥センターというものを中間に置くという形で両者の連携を図ることが必要ではないかということでございます。

また、上の四角の囲みの4つ目を御覧いただきたいと思っております。しからはば、こういう耕畜連携の推進をどういうふうに行うかということでございますが、畜産農家、耕種農家双方が組合員であるJAが中心的な役割を果たすとともに、地域の行政組織等が積極的

に農家等の取り組みを支援することが重要ということではないかという考え方を示させていただきます。

4ページを御覧いただきたいと思います。ホールクロップサイレージの関係でございます。記述でございますように、稲作農家にとっては作りやすい、畜産農家にとっては飼料価値が高い飼料作物として転作田での作付が増加しています。約3年間で作付面積は3倍程になっておりまして、具体的には、日本地図にありますように、現在、5000ヘクタール強というところまで、宮崎・鹿児島を筆頭に生産拡大が進んでおるわけでございます。

また、右下にございますように、今後、しからばどこまで生産拡大が可能かということをも面積で、幾つかの前提を置いて計算しております。1つは、牛に可能な限りホールクロップサイレージを給与する、あるいは輸入乾草をホールクロップサイレージに置き換えるといったような前提を置きますと、13万7000あるいは14万2000、あるいは転作田の活用で11万2000ヘクタールという試算がなされるわけでございます。

ただ、上の四角の3つ目の にございますように、今後も増加が見込まれる一方、ある程度の財政負担が避けられないことから国民のコンセンサスが必要ということでございます。具体的には、右下の吹き出しにございますように、現在、産地づくり交付金、あるいは耕畜連携助成、給与実証というものがなされておるわけでございます。

この産地づくり交付金につきまして、積算上の担い手に対する単価、10アール当たり5万円というものを仮置きして試算いたしますと、1万ヘクタールを生産するのに73億円の財政負担が必要という試算がなされるわけでございまして、こういった意味でも、国民のコンセンサスが必要ではないかという点でございます。

5ページを御覧いただきたいと思います。先程申し上げました、外部化を推進する上での重要なポイントとなりますコントラクターの展開方向でございます。記述の最初の にございますように、コントラクターは畜産経営を支えるサービス事業者として、飼料生産のみの受託から、下の絵にもございますように、多角化あるいは総合化へ発展していくことが重要という考え方でございます。

絵の方を御覧いただきますと、受託作業の多角化ということで、飼料生産調整あるいは堆肥生産、これに加えましてTMR、これは粗飼料と濃厚飼料を混合した完全混合飼料というものでございますけれども、これの生産・販売に乗り出す。実際、右側の茶色にございますように、TMRの効果として、労働時間の軽減、乳量の増加、あるいは飼料費全体の低減という効果が出ておるわけでございます。こういったことから、コントラクターに取り込んでいただくことが必要ではないか。または、総合コントラクターということで、稲作作業などもあわせて実施することが必要ではないかということでございます。

6ページ目を御覧いただきたいと思います。外部化を進める上でのもう1つのポイントとなります公共牧場の展開でございます。公共牧場につきましては、草地に対して利用頭数が少ない、あるいは老朽化が進んでいる、赤字が多いといった御指摘があるわけでございます。また、真ん中にありますように、サービスの向上あるいは赤字の解消、食育への貢献といったことを求める声も出ているわけでございます。

こういった点を踏まえまして右端でございますが、統廃合等により地域の預託牧場の中核となる牧場を絞り込み、機能強化対策を実施ということが必要ではないか。具体的には、

下にございますように、生産部門の強化あるいは付加価値サービスの拡充、あるいはメガファームとの連携、食育カリキュラムの検討といった機能強化を図っていく必要があるのではないかと考えてございます。

7ページでございます。前回の企画部会で、自給飼料基盤に立脚した経営と規模拡大の両立は難しいのではないかと御意見をいただいたわけでございます。それに対する回答と申しますか、考え方といたしまして、7ページから9ページまでの資料を用意させていただいております。

四角枠の最初の記述にございますように、我が国の酪農経営は、経営内の農地、労働力をフル活動させている「成熟」状態。こういった中で、外部化が1つのポイントではないかということで、現状、繋ぎ飼いが2.9人、60頭、1頭当たり102時間、1人当たり2330時間、こういう現状から、さらに規模拡大をするということで、フリーストール・ミルクパーラー100頭、1頭当たり60時間、1人当たり2000時間程度。この場合、2000時間分をどうしても外部化する必要が出てまいりますので、右側にございますように、コントラクターに草地作業を委託する。それで、実際にコントラクターでまとめた作業をした場合には、下にありますように、飼料収穫費用が33%減少、あるいは労働時間が25%減少というデータも得られているわけでございます。

また、ほ育センター、公共牧場、堆肥センターといったところに、堆肥作業、育成作業を外部化するということで、こういったところが専門的にやることにより効率化し、コスト低減も図れるのではないかと考えてございます。

8ページでございます。もう1つの展開方向といたしまして、放牧というものを挙げさせていただいております。記述の真ん中でございますけれども、搾乳牛を放牧することで、労働時間の低減、購入飼料費の低減を図り、所得確保が可能な「放牧酪農」の取り組みも重要。その次にございますように、通常、放牧いたしますと、摂取エネルギーの低下から、1頭当たり乳量が減少するという傾向があるわけでございますが、牧柵により、順次、放牧する草地の位置を移動する集約放牧技術というものによりまして乳量低下を抑えることも可能ということで、右側にありますように、実際に8000キロ、9000キロ、場合によっては1万キロという乳量を確保している例もある。さらに、資料下の真ん中に、北海道足寄町において集約放牧に取り組み、1頭当たり所得を2万1000円から2万7000円に向上させたという事例を掲載させていただいております。

9ページでございます。肉用牛における放牧の拡大という点でございます。記述にございますように、肉用牛繁殖経営につきましては、労働力が不足する中での規模拡大を進めるためということで、繁殖牛でも利用可能な土地、耕作放棄地等での放牧を拡大する必要があるということでございます。左下の写真にございますように、実際、大分・山口といったところで、中国地方を中心に取り組みが増加しております。なお、優良事例の特徴といたしまして、茶色の部分にございますように、行政の関与あるいはレンタル牛による初期投資の軽減、あるいは中山間直接支払い等の有効活用という点が見受けられるということを紹介させていただいております。

最後に10ページでございます。飼料増産推進運動、これは16年度において、左の四角にございますように、「資料増産 虎の巻(5つの行動)」というものをまとめまして、重点地区選定38都道府県79地区において重点的な取り組みを進めておるといって

ございます。なお、この関係のもう少し詳細に書きましたパンフレットを今日お配りさせていただいておりますので、後程、御参照いただければと思っております。

資料4 - 3につきましては、以上でございます。

それから、資料4 - 4でございます。「家畜排せつ物の適正管理及び利用の促進」という点でございます。

おめくりいただきますと、最初の記述にございますように、今年の11月1日から、5年間の猶予期間を経て、家畜排せつ物法が完全施行となり、法に基づく適正管理がスタートするという点でございます。

左側の表にございますように、15年度は、ほぼ計画どおりの施設整備を推進してきたわけでありまして、12年度から15年度までで、計画の進捗状況は約72%という状況になっておるわけでございます。いずれにしても、左の写真にありますような野積み・素掘りといった不適切な管理から、右側の写真にありますような、法律に従った管理に移行していただくということが必要というふうに考えておるところでございます。

また、写真の中の簡易対応、ビニールシートをかけた簡易対応で対応する方もいらっしゃると思いますが、こういった対応につきましては、いずれにしても、遠からず本格的な施設への移行ということを推進していきたいと思っております。

また、右側でございます。中間論点整理でもございましたが、畜産におきましても、環境配慮規範を今年度中に、この畜産企画部会にお諮りした上で決定させていただき、クロスコンプライアンスとして活用してもらいたいという内容でございます。環境配慮規範をまとめまして、可能なものから順次、支援策の対象を要件化していくという方向で考えておりまして、環境規範の案につきまして、いずれお諮りをいたしたいと思っております。

また、下の表にございますように、バイオマス利活用の推進ということで、耕種農家が使いやすい堆肥の生産マニュアルを今年度中に作成し、また来年度以降、利活用計画の策定あるいは堆肥利用が困難な地域については、メタン発酵等のエネルギー利用も含めた推進を図ってまいりたいということでございます。

資料4 - 4につきましては、以上でございます。

それから、資料4 - 5でございます。「消費者ニーズの考え方と家畜改良の方向」でございます。

1ページをお開きいただきますと、牛乳類に関する消費者ニーズということで、関係団体の調査によりますと、牛乳類の調査では、左下のグラフにもありますように、乳脂肪濃厚タイプに比べまして、低脂肪タイプのニーズが約5倍、低脂肪タイプは、ほとんどを占める成分調整牛乳等の生産動向は高い伸び率を示している。さらに、牛乳の飲用を増加させている理由というのは、カルシウムの摂取あるいは栄養バランスということがあらわれておるという状況でございます。

こうした消費者ニーズを踏まえまして2ページ目でございますが、家畜改良の方向といたしまして、上の表の右側の記述にございますように、家畜改良増殖目標、22年度の目標につきましても、乳脂肪率につきましては現状維持ということで、むしろ無脂乳固形分あるいは乳蛋白質、これの向上を図るべく家畜改良を進めておるという状況でございます。

また、下にございますように、酪農経営の生産性向上という観点から乳量増加、初産月齢の早期化、高能力を支える機能的体型の強化といったようなものを図り、これにより、

コスト低減、経営安定を通じて消費者にも効果が及ぶという観点から家畜改良を進めておるという状況でございます。

それから、3ページ目でございます。牛肉の関係でございます。左下のグラフを御覧いただきますと、消費者の購入のポイントとしては、価格あるいは鮮度、安全・安心ということでございますが、真ん中のグラフでございますように、これをブランド和牛、国産牛、輸入牛肉に分けて見てみますと、ブランド和牛の場合、高くても買う、あるいは値段は気にしないという消費者が少なくないという状況でございます。

また、右側の円グラフでございますが、赤身、霜降りにつきます志向を調べてみますと、どちらも同程度、半々ぐらいという状況になっております。

こういったことを踏まえまして、4ページ目でございますけれども、霜降り肉につきましては、当然のことながら脂肪交雑というもの、さらには増体性というものに配慮し、右側でございますように、脂肪交雑は7.5～8.3に、増体性も上昇させる方向でということでございます。さらに、低価格志向あるいは赤肉志向といったものに対応いたしまして、肥育効率の向上あるいは子牛生産率の向上という観点から、繁殖雌牛につきましては分娩間隔の短縮、肥育牛につきましては増体性の向上という観点から家畜改良を進めておるという状況でございます。

資料4-5につきましては、以上でございます。

なお、資料4-6につきましては、畜産物価格等部会の委員のうち、ここでございます牛登録協会会長の福原委員、それから、全国農業協同組合連合会常務理事の大野委員、この2名から御意見をいただいております。御参考までに、資料として配付させていただいた次第でございます。

以上が、資料4の関係でございます。

それから、駆け足で恐縮でございますが、資料5を御覧いただきたいと思っております。資料5の「今後の主要論点と対応方向について」、この資料につきましては、本日の審議の中心となる資料ということで御準備をさせていただいております。前回御議論いただきました同様なタイトルの資料をベースにいたしまして、前回の畜産企画部会での御意見を踏まえまるとともに、事務局の方でさらなる精査・検討を加えまして取りまとめさせていただきました。

構成といたしましては、主要論点ごとに、まず四角の枠内で本文の要約部分をお付けし、その下に本文を続けるという構成になっておるわけでございます。

まず第1、今回新しく追加いたしました「我が国における大家畜畜産の位置づけ」でございます。本文を御覧いただきますと、我が国の酪農及び肉用牛生産の意義でございますけれども、良質な動物性蛋白質あるいはカルシウムの供給源、我が国農業の基幹的部門、あるいは地域活性化や地域経済への波及効果、自給飼料生産を通じた国土・自然環境保全や良好な景観の形成、さらには、海外における家畜伝染病の発生による畜産物の輸入禁止を踏まえ、畜産物の国内自給がより一層求められている、あるいは草資源が利用できる食料安全保障的な機能、こういったものを踏まえまして、土地基盤に立脚しつつ、人、牛、土地（草）のバランスのとれた発展が図られるよう、その振興を図ることが重要ではないかということを位置づけさせていただいております。

こうしたことを踏まえて、この後出てまいります「担い手」の育成・確保、生産・流通

段階におけるコスト低減等々の諸課題に適切に対応しつつ、我が国大家畜生産の発展を図ることが必要ということでまとめさせていただいております。

それから、2番の論点でございますが、「『担い手』により、畜産物生産が担われ、これにより我が国畜産業の国際競争力の強化が図られるための施策の在り方」ということで、「担い手」として明確化すべき経営形態の考え方についてでございます。この論点につきましては、新たな食料・農業・農村基本計画の策定に向けて、農政全般にわたる議論がなされておるところでございます、本審査部会でも重要なテーマの1つとされておるところでございます。

2ページを御覧いただきたいと思っております。でございますが、本審査部会の中間論点整理におきまして、「望ましい農業構造を確立するためには、効率的・安定的農業経営及びこれを目指して経営改善に取り組む農業経営（担い手）を育成・確保することが急務」とされておるところでございます。

でございますが、「担い手」につきましては、この中で「担い手を地域から明確にしていくことを意図した認定農業者の考え方は、今後とも尊重していくことが適当」というふうになっており、認定農業者を基本とする考え方が示されておるところでございます。

この認定農業者制度は、端的に言いますと、効率的・安定的経営及びこれを目指して経営改善に取り組む者が経営改善計画を作成し、市町村が認定するという仕組みのことでございますが、後程、この仕組みにつきましては、資料8のところでも詳しく御説明をさせていただきますと思っております。

続きましてでございます。こういったことを踏まえましてでございますが、「畜産においても、「担い手」は「認定農業者」を基本とすることが適当。畜産における認定農業者の認定率は他作目に比べて高いが、今後とも、畜産における認定率のさらなる向上に向けての取り組みを推進。

それから、といたしまして、この他具体的には認定農業者以外についてもということでございますが、肉用牛の繁殖と肥育経営の分離、それから、繁殖経営による肥育経営へのもと牛資源の供給構造や産地銘柄化等の推進（生産組織等を核とした地域ぐるみでの品質の確保・供給力の強化）など、畜産の特性や地域の実情に精査を加え、「認定農業者」に準じた一定の要件を満たす営農形態についても「担い手」として位置づける方向で、さらに検討ということで提案をさせていただいておるところでございます。

それから、(2)の「畜産における『サービス事業体』の位置付け」ということでございます。本文にございますように、ヘルパーあるいはコントラクター、ほ育センター、排せつ物処理センター、こういったものを業務とするサービス事業体につきましては、畜産物生産の維持やアウトソーシングの受け皿として重要な役割を果たしておりますので、その機能に応じた位置付けを図ることが適当ということでございます。

それから、「(3)経営安定のための施策の在り方」でございます。本文でございますが、中間論点整理においては、経営安定対策に関しまして、「野菜、果樹、畜産等の部門専門的な営農類型については、対象経営を明確化し、経営の安定性を向上させることを基本に、品目別に検討する必要がある」とされておるところでございます。

これを踏まえまして、経営安定対策の加工原料乳生産者補給金制度、肉用子牛生産者補給金制度、肉用牛肥育経営安定対策事業、通称マルキン事業につきまして考え方を

整理してございます。

まずでございますけれども、生乳生産については、全体の自給安定を図る観点から計画生産を実施。本制度は、指定団体のもとで計画生産に参加する生産者を対象に加工原料乳の再生産を可能とし、生乳の一定量が特定乳製品向けに仕向けられることを確保することにより、生乳全体の需給安定を図ることが目的。本制度の対象者については、制度の目的及び中間論点整理の趣旨を踏まえ検討、今後、WTO農業交渉における新たな国内助成に対する記述の動向も踏まえ、必要な対応を検討という形で整理させていただいております。

また、肉用子牛制度でございますが、本制度は、牛肉の自由化の代償として措置された制度。牛肉の自由化に係る事情の変化が肉用子牛の価格に及ぼす影響を緩和し、肉用子牛生産の安定を図ることが目的。本制度の対象者については、制度の目的・中間論点整理の趣旨を踏まえ検討。なお、本制度は、制度の目的に照らし、適時適切な見直しを実施。それから、現在「乳用種に係る肉用子牛生産者補給金制度の運用の在り方に関する研究会」において、乳用種に係る保証基準価格の算定について検討を行っているところでございまして、本年10月ごろには報告を取りまとめるということで検討が行われているところでございます。それから、オといたしまして、今後WTO交渉における新たな国内助成に対する規律の動向も踏まえ、必要な対応を検討ということで整理をしております。

またの事業でございますが、本事業は、肉用牛肥育経営安定を図るために元年に創設。本事業の対象者については、事業の目的・中間論点整理の趣旨を踏まえ検討。この事業の仕組みについては、今後、WTO農業交渉の動向等も踏まえ、必要な対応を検討ということでございます。

なお、これら個別の経営安定対策事業の概要につきましては、第1回の畜産企画部会でも説明させていただいておりますが、本日、参考資料2という形で制度の概要を添付させていただいておりますので、適宜、御参照いただければと思います。

それから、(4)の人材の育成・確保でございます。新規就農者に対する研修システムの整備、円滑な経営継承の実施、女性経営が中核を担う環境整備の推進、あるいは高齢者が有する高度な繁殖・飼養管理技術等を活用したヘルパー組織等サービス事業体の充実強化や水田・酪農地域における繁殖経営の育成を推進するという方向性を出していったらどうかということでございます。

それから、4ページ目でございます。3番の「国際化に対応し得る産業構造の確立」という点でございます。

まず、(1)の生産段階におけるコスト低減や省力化の推進という点でございますが、まずの酪農につきましては、労働負担を抑えつつということで、これまでも御議論いただきましたフリーストール・ミルクングパーラーを導入した大規模経営、あるいはコントラクター、ヘルパー等のサービス事業体の利用拡大、自動給餌機あるいは搾乳ロボット等の新技術の導入・推進、さらには自給飼料の生産拡大、あるいは放牧の導入によるコスト低減、さらには法人化の推進、乳用牛の能力向上という形で多様な経営形態に応じた生産コストの削減や省力化の推進が必要ではないか。

それから、といたしましては、牛乳・乳製品の産地ブランド化を図るための生産者グループと消費者との交流、あるいは生産者自らがアイスクリーム等の高付加価値化のため

の加工・販売の取り組みをやる場合にこれを推進していくことが必要ではないかということでございます。

また、肉専用種繁殖経営でございます。規模拡大を図るため、耕作放棄地を初めとする利用可能な土地を最大限に活用した放牧ですとか、あるいは法人化、ほ乳ロボットの導入等を提起させていただいております。

また、優良雌牛の導入促進、分娩間隔の短縮、初産分娩月齢の早期化、出荷月齢の早期化、自給飼料の積極的な活用あるいは地域内一貫経営の推進という形を提起させていただいております。

それから、でございます。肉専用種肥育経営でございます。規模拡大、法人化、一貫経営への移行を通じた合理化、これに加えて、肥育期間の短縮あるいは効率的肥育、それから、食品残さ等の未利用資源の活用によるコスト縮減、事故率の低下、地域内一貫経営、あるいは耕畜連携のもとでの国産稲わらの活用というものを整理しております。

また、乳用種育成経営でございます。規模拡大や法人化等々、共通部分の他、自給粗飼料の積極的な活用による良質で斉一性の高い肥育もと牛の生産を通じ、肥育経営のニーズに応じたもと牛の有利販売やさらなるコスト削減ということを提起させていただいております。

5 ページでございます。乳用種・交雑種肥育経営でございますが、規模拡大・法人化、一貫経営、こういった肥育と同様の取り組みの他、3行目からでございますが、ユーザーズに即した斉一性の向上や銘柄牛による付加価値の高い牛肉としての安定販売、有利販売の推進等を提起しております。

また、畜種共通といたしまして、生産情報公表 J A S、有機畜産 J A S、トレーサビリティを活用した高付加価値化、差別化というものに向けた関係者の自主的な取り組みの推進というものも位置付けさせていただいております。

それから、(2) が製造・流通・販売コストの低減・合理化でございます。

まず、本文 牛乳・乳製品でございます。コスト低減を図るためということで、広域化した指定団体のもとで集送乳の拠点となる貯乳施設の整備、こういったものを通じて集送乳の合理化を図る、あるいは生乳検査体制の広域化によるコスト低減、さらには指定団体相互の連携による需給調整機能の強化、拠点的な自給調整施設の整備を通じた余剰生乳処理の効率化というものを進めていく。

でございますが、国際競争力の強化という観点から、乳製品工場も含めた乳業工場の計画的な再編・合理化による製造販売コストの削減の推進ということでございます。

でございますが、こうした観点から、引き続き乳業工場数あるいは製造販売コストに関する数値目標を設定するとともに、今回、新たに集送乳の合理化による流通コストの低減に関する数値目標を新たに設定するというにいたしてはどうかということでございます。

それから、からが牛肉でございます。まず家畜市場でございますが、流通関係者の主体的な取り組みを基本といたしまして、比較的小規模な市場の再編整備というものに取り組んでいく必要があるのではないかとということでございます。

6 ページを御覧いただきたいと思います。でございますが、食肉処理施設、いわゆると畜場でございますけれども、稼働率が低いという状況に鑑みまして、処理・流通関係者

の主体的な取り組みを基本として、食肉処理施設の再編整備の推進を図る必要があるのではないかと考えています。

でございますが、こうした観点から、引き続き家畜市場の取引頭数あるいは処理施設の処理能力、稼働率に関する数値目標を設定していくと考えています。

でございますが、食肉処理施設における安全性向上のための処理加工技術の高度化、こういったものに対応していく。

でございますが、食肉処理施設の再編処理によりまして、部分肉流通を促進する、あるいは小割り機能の高度化を通じた低需要部位の高付加価値化を図るというものでございます。

でございますが、卸売市場の関係でございますけれども、市場整備基本方針に基づき、食肉卸売市場を整備し、運営の改善を推進していくという中身でございます。

それから、(3)は消費者ニーズに対応した生産・供給の在り方でございます。

牛乳・乳製品でございますが、国際化の進展に対応し得る需要構造の確立という観点から、輸入乳製品との競合の恐れが少なく、国産品として差別化が図れる飲用牛乳や液状乳製品の需要拡大が有効ではないか。

といたしまして、飲用牛乳につきましては、健康志向に対応いたしまして、牛乳のカルシウム源としての効用のPR、あるいは栄養医学的研究を推進していくということ、さらには、液状乳製品、チーズ、発酵乳といったものについては、今後とも需要の伸びが見込まれるということから、これらに仕向けられる生乳の供給拡大の推進が必要ではないかということをご位置付けております。

また、前回は議論になりました在庫が過剰となっている脱脂粉乳の需要拡大という観点から、脱脂粉乳を使用した新商品開発による新規需要の開拓、脱脂粉乳の栄養面での有効性に重点化した普及啓発を促進ということでございます。

それから、7ページでございます。でございますが、生乳取引における乳脂肪の基準については、消費者ニーズの変化等々を総合的に勘案し、また生乳中の体細胞基準につきましては、乳用牛の更新産次への影響等々を総合的に勘案し、それぞれ取引関係者間において検討を行い、必要に応じてそれぞれの取引基準や運用の見直しを行うべきではないかということをご提起させていただいております。

また、からは牛肉でございますが、牛肉の需要拡大という観点から、牛肉の適正表示の徹底、伝染病に関する正しい情報、栄養・健康に関する知識の多様な媒体を通じた提供、低需要部位の高付加価値化を推進ということでございます。

でございますが、この中でも乳用種牛肉につきましては、地域における販売戦略の策定、履歴情報の整備、生産者団体が行う販促活動による新たな市場獲得や新商品の開発の推進が必要ではないか。

それから、でございます。これは輸出促進の観点でございますが、我が国におけるBSEの発生を理由に日本国産牛肉の輸入を停止している国に対する輸入再開交渉に努めるとともに、必要に応じて、輸出国の衛生要求水準に適合し得る食肉処理施設の整備を行うなど、国産牛肉の輸出のための環境整備を推進するというところで、牛肉についても輸出促進という方向での取り組みを図っていったらどうかと考えています。

それから、4番目でございます。「畜産物の安全・安心の確保、さらには消費者の視点

に立った情報提供の在り方」ということでございます。

(1)が安全・安心確保の点でございますが、8ページを御覧いただきたいと思っております。家畜衛生関係でございます。2行目の後半でございますけれども、改正家畜伝染病予防法に基づく「特定家畜伝染病予防指針」、あるいは2行下にございます「飼養衛生管理基準」、これらが、農家が遵守すべき義務的基準ということでございますが、これの周知や関係機関の連携体制の整備を図りますとともに、「衛生管理ガイドライン」、これは任意のガイドラインでございますけれども、これについて、家畜保健衛生所あるいは生産者等々によります普及・定着を推進していくということでございます。

につきましては、的確なリスクコミュニケーションの推進ということが書いてございます。

それから、でございますけれども、飼料・動物用医薬品についての安全性確保の点でございます。これらにつきましては、飼料安全法に基づく諸規制の的確な運用ということで安全性の確保を図っていくということでございます。

につきましては、牛乳・乳製品についての安全性に対する消費者ニーズにこたえるということで、乳業工場におけるHACCP手法の導入を推進ということで、にありますように、引き続きHACCP手法の普及目標の設定とともに、脱脂粉乳の製造を行う乳製品工場について、新たなHACCP手法の目標を設定するということでございます。

それから、牛肉がでございますけれども、と畜場法に基づいたHACCP手法を取り入れた衛生的な処理方法の推進、あるいは食肉衛生管理に供する施設機械の整備ということを書いてございます。

それから、9ページ目でございますけれども、消費者の視点に立った的確な情報提供の在り方でございます。

は食育関係でございます。これまでの御議論を踏まえまして、ふれあい牧場あるいは酪農教育ファーム等における搾乳体験や農作業体験を通じた交流というものはもとより、畜産農家の努力や生態・畜産物への理解増進、子供たちへの教育的な視点等々、あるいは教育機関との連携といった形での食育の取り組みを推進してまいりたいということでございます。

また、が牛肉トレーサビリティでございますが、これは法律の方が12月から流通段階での施行ということになりますので、この法律の的確な運用を図ることが重要。

それから、は牛肉以外のトレーサビリティにつきまして、ア、イ、ウとして、それぞれトレーサビリティの目的が書いてございますけれども、これらを踏まえて品目ごとの商品特性、生産流通上の特性、消費者ニーズの動向、これらを踏まえて、生産者、食品事業者の自主的な取り組みを基本として推進ということでございます。

それから、なおいたしまして、トレーサビリティのコスト負担の問題でございますけれども、システム導入による効率化によって吸収される場合、消費者から一定のコスト負担について支援を得られる場合といったものがありますことから、システム構築によって受益する者が応分に負担することが基本ということでございます。の考え方につきましては、畜産物に限らず、農産物も含めた共通の考え方ということでお示しをさせていただいております。

それから、10ページ目でございます。「飼料基盤に立脚した畜産経営の育成のための施

策の在り方」でございますけれども、これは、先程御説明した資料4 - 3と大部分、中身が重複いたしますので、四角の枠内のみ御説明をさせていただきたいと思っております。

自給飼料生産基盤拡大、(1)でございますけれども、枠内でございますが、自給飼料に立脚した安全・安心な畜産物の生産振興を図るということで、耕畜連携や森林所有者との連携による水田、あるいは低未利用地の確保、コントラクター・公共牧場の活用ということによる労働負担軽減ということを位置付けさせていただいております。

また、飼料生産について環境配慮規範を策定し、可能なものから順次要件化ということを位置付けております。

飛びまして、10 ページ下の「(2) 飼料生産とたい肥還元のための耕畜連携」でございます。これも先程ありましたが、耕畜連携推進のため、畜産農家への農地集積、水田での作付、稲わらの飼料利用、堆肥流通の推進、それから、JAが中心的な役割を果たすことが重要でありますとともに、地域の関係機関が積極的に取り組みを支援することが重要ということでございます。

それから、11 ページでございます。多様な家畜生産の展開と存立基盤の在り方ということで、これもコントラクター、あるいは堆肥処理利用、TMR調製ということで総合コントラクターの育成ということ、それから、公共育成牧場の機能強化、さらには3つ目として、放牧の普及等を通じた生産拡大等々による生産コスト低減ということを位置付けさせていただいております。

それから、11 ページ下、6の「流通飼料の安定的な供給を図るための施策」ということでございます。

にございますように、大部分を海外から輸入している自給飼料穀物ということについて、一定の備蓄あるいは急激な価格上昇に伴う影響緩和の措置を講じますとともに、配合飼料の製造ライン・配送施設の近代化による合理化というものを進めていきたいということがでございます。

それから、12 ページを御覧いただきまして、これは未利用資源の関係でございますけれども、2行目からありますように、食品産業からの製造副産物といったものについて安全性を確保しつつ活用を促進していくということで、バイオマス利用の観点あるいは飼料コストの低減という観点から、こういったものの促進が必要ということでございます。

それから、「家畜排せつ物の適切な処理利用」ということでございます。これも、先程とほぼ重複いたしますので枠内のみとさせていただきます。繰り返しになりますが、環境配慮規範の策定というものが1つ目、それから、耕畜連携による堆肥利用、メタン発酵によるエネルギー利用、あるいは簡易対応から、堆肥舎による管理に移行するための取り組みを推進、それから、堆肥の利活用計画の作成等々による普及・啓蒙といったことでございます。

13 ページでございます。最後8番でございますが、「家畜の能力向上と新技術の普及・定着」ということで、でございますけれども、家畜改良の方向ということで、消費者ニーズの多様化に留意しつつ、わかりやすい目標として家畜改良を推進。そして、乳用牛につきましては無脂乳固形分や乳蛋白質の向上、あるいは生涯生産性の向上、それから、肉用牛につきましては、品質特性に応じた産肉能力の向上あるいは繁殖性の向上といったものに着目して進めていく。

それから、でございますが、クローン技術、DNA技術、あるいは雌雄産み分け技術、こういった技術につきましては、畜産だけでなく医療分野への幅広い応用が可能ということもございますので、今後とも積極的に活用。

ただ、にありますように、バイオテクノロジー等につきましては、消費者の理解を得て推進していくことが必要、ということをご位置付けております。

資料5は、以上でございます。

続きまして、資料6でございます。養豚の関係でございます。養豚の問題につきましては、養豚問題懇談会で、去る8月31日、9月22日、2回にわたりまして検討が行われてきております。今後のスケジュールといたしましては、今年度中を目途に報告をまとめるということで検討を進めておるわけでございますが、今回、検討状況について御報告させていただき、畜産企画部会においても御議論いただきまして、この議論を踏まえ、必要に応じて養豚問題懇談会にも反映させていただきたいということで考えております。

これも、先程の資料5と同じように、枠内にポイント、下に本文という形で書いてございますが、枠内を中心に御説明をさせていただきます。

1番、我が国の養豚の位置付けでございますが、養豚は畜産のうち20%のシェア、地域経済でも重要な位置付け、そして、食肉の中でも消費量が多く、不可欠な食材。それで、生産コストの低減を図りつつ、消費者ニーズ、家畜衛生、畜産環境の問題に適切に対応し、養豚振興を図ることが必要ではないか、ということが1番でございます。

それから、2の「担い手」育成、国際競争力の強化ということでございます。(1)「担い手」でございますが、養豚における「担い手」については、「認定農業者」を基本とすることが適当、この他、産地銘柄化当の推進など、「認定農業者」に準じた一定の要件を満たす営農形態についても「担い手」として位置付ける方向で検討ということで、これは、酪農肉用牛と基本的に同じ考え方を記載しております。

それから、2ページ目でございます。(2)経営安定のための施策の在り方でございますが、「地域肉豚生産安定基金造成事業」の在り方については、中間論点整理の趣旨を踏まえ、その取り扱いを検討する必要ということで、これも2つ目のポツ、3つ目、4つ目のポツとございますが、先程の酪農肉用牛関係の制度と同様な記述というふうにしておるところでございます。

それから、3ページ目でございます。国際化に対応し得る構造の構築ということで、生産段階における経営体質の強化という点でございますが、肉豚の生産性向上ということで、飼養管理技術の高度化、種豚改良の推進、あるいは低コスト生産の推進ということで、飼料費、労働費等の低減を図る努力が必要ということで、本文のところでも具体的な取り組みの内容を記載しておるところでございます。

(2)として加工・流通・販売コストということでございますが、食肉処理施設・家畜市場における再編整備ということで、大家畜の方で御紹介させていただいた内容と、ほぼ同様な内容が記載してございます。

それから、4ページ目でございます。消費者ニーズに対応した生産・供給ということでございますが、高品質豚肉生産の取り組みということが1点、それから、2つ目の枠ですけれども、栄養性に関する効果のPRを通じた需要拡大、加工用への利用拡大ということをご位置付けさせていただいている。

それから(4)でございますが、消費者の視点に立った情報提供ということで、食育として、ふれあい体験のみにとどまらず、フードチェーン全体の安全・安心への取り組みに関する情報提供を推進ということでございます。4ページの下の方には、小中学生の体験学習だけでなく、保護者を含めた交流、情報提供が重要ということが書いてございます。

5ページ目でございます。安全・安心でございますけれども、生産者・食品事業者の自主的な取り組みを基本としたトレーサビリティ、適正表示の推進ということで、7月25日に「生産情報公表JAS」というものも施行されたことを踏まえた対応が必要ということでございます。また、偽装表示の防止というものも重要。

それから、衛生環境関係でございます。家畜排せつ物関係あるいは家畜衛生関係でございますが、大家畜の方と基本的に同じでございますので、具体的説明は省略をさせていただきたいと思っております。

それから、資料7が養鶏関係でございます。養鶏につきましても、去る9月3日あるいは9月21日の2回にわたりまして養鶏問題懇談会で議論が行われておりまして、今年度中に報告ということをご予定しておるわけでございます。

まず1番、我が国における養鶏の位置付けでございますが、畜産のうち26%のシェアということでございます。また、鶏卵・鶏肉は良質で安価な食品として消費者評価は高い。生産・流通コストの低減、消費者ニーズ等の問題に適切に対応することにより、養鶏産業の発展を図ることが必要。

それから、2番でございます。(1)でございますけれども、生産段階における経営体質強化ということでございますが、これまで出てまいりました論点と基本的に同様、法人化、協業化、共同施設利用の推進等の論点が出されておるところでございます。

それから、2ページ目でございます。真ん中でございますけれども、加工・流通・販売コストの低減・合理化でございます。特に特徴的な点としましては、本文3つ目にありますように、鶏肉流通コストの削減ということで、県境や企業の枠を超えた食鳥処理・加工場の統合・合理化、諸外国並みの稼働ということを検討する必要があるのではないかとということでございます。

また、2ページ一番下でございますように、地鶏肉の特定JAS規格の認定を受けることは有効ではないかという議論がなされております。

また、3ページ目でございます。最初の行にありますように、こだわり卵や地鶏肉の取り組みの推進が必要ですか、あるいは下の方にあります(4)「担い手」の部分でございますけれども、養鶏については、相当程度構造改革が進んでおり、認定農業者率は31%と高い状況にあるが、今後ともその向上に向けての取り組みを推進する。一方、中小規模の生産者において、消費者ニーズの多様化に対応し、地域ぐるみで付加価値の高い鶏卵・鶏肉生産の定着が見られる状況であり、このような地域ぐるみの生産の取り組みを推進することが必要と位置付けております。

それから、4ページ目からが安全・安心でございます。トレーサビリティ、適正表示の推進ということで、養豚のところでも登場したような論点書かれておる次第でございます。

それから、5ページ目でございます。5ページ目の真ん中(3)でございますが、顔の見える関係づくりということで、消費者、生産者、流通事業者等の間の信頼関係の構築を

推進する必要ということで、顔の見える関係づくりについての記述というものが最初のポツ、それから、2つ目のポツといたしまして、工業製品と異なり、急激な増産・減産ができないということを消費者に理解してもらうよう意見交換が重要ということが出されております。

6ページでございます。衛生・環境の関係でございます。基本的に、養豚・養鶏あるいは大家畜と共通点もございますが、(1)の本文2つ目のポツでございますように、高病原性鳥インフルエンザについては、消費者やマスコミに正しい知識を迅速に伝える、あるいは量販店に病気と鶏卵・鶏肉の関係を正しく理解してもらい、無用な風評被害の発生を防ぐよう、官民協力して対応することが重要ということが記載してございます。

資料7につきましては、以上でございます。

それから、恐縮でございますが、資料8でございます。これは、去る10月1日、金曜日に本審査部会において「担い手政策」、畜産に限らず、農政全般についての「担い手政策」ということで議論された際の資料の御紹介でございます。ポイントのみ紹介させていただきたいと思っております。

まず、資料8の1ページ目でございます。真ん中、矢印の右側のところに「このため」として、効率的・安定的な農業経営の育成確保を図り、農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造の確立が急務ということで、これは中間論点整理の中で言われていることでございます。

それから、次のページでございますが、先程も御紹介をした効率的・安定的経営体、あるいはこれを目指す経営、これを「担い手」として育成・確保することが急務といったことが2ページ目に整理されております。

それから、3ページ目でございます。左側でございますけれども、効率的・安定的経営というもの目標とすべき効率的・安定的経営についての考え方が書いてございます。具体的には、他産業並みの所得、他産業並みの労働時間というもの生産の相当部分を担う農業構造の確立。それで、他産業並みと言いますが、生涯所得ベースで言いますと、下にありますように、これは年金除きでございますが、2億1000万円というのが今の平均値、これをおおむね40年従事した上で得るということになりますと、年間530万円という計算になるということで、右側に、土地利用型でございますが、おおむねこういった面積的なものが効率的・安定的な目安になるということが本審の方で御紹介をされておるということでございます。

それから、ちょっと飛びまして11ページでございます。先程も御紹介しております「認定農業者制度」の仕組みが書いてございます。下の絵の一番左側、認定農業者制度の仕組みの欄を御覧いただきますと、先程申し上げました効率的・安定的経営を目指して経営改善を図ろうとする農業者、これが、自らの経営改善を決意し、農業経営改善計画を策定し、これを市町村に認定申請し、市町村が認定基準に照らして認定し、さらに、計画に基づいて経営改善を行っていただく。この市町村の認定を受けた農業者のことを「認定農業者」というふうに呼んでいる。それで、具体的に認定基準につきましては、市町村が作る基本構想に照らして適切、計画達成が確実といった要件が決められておるということでございます。

なお、11ページの右側に、認定農業者に対する現行の主な支援制度が参考までに記載

されておるところでございます。

資料8につきましてはポイントのみということで、以上とさせていただきたいと思いません。

ちょっと時間を要しましたが、私の方からの御説明は以上とさせていただきます。

生源寺部会長 ありがとうございました。また、御苦労さまでございました。

それでは、意見交換に入りたいと思いますが、かなり長時間にわたりまして御説明をいただきましたので、ここで5分ほど休憩をとりたいと思います。私の前の時計で、短くて恐縮ですが、2時15分ごろに再開いたしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

〔暫時休憩〕

意見交換

生源寺部会長 それでは、議事を再開いたしたいと思います。

本日、御説明をいただきました事項は、大変多岐にわたっておりますので、相互に関連する部分もあるわけでございますけれども、幾つかの項目に区分して御議論いただきたいと思えます。おおむね3つぐらいのパートに区分して御議論いただきたいと思えます。

まず委員要求資料等、これは資料4でございますけれども、これに関連する御議論をいただきまして、次に今後の主要論点と対応方向、これは資料5でございますが、この資料に関する御議論、最後に、養豚問題懇談会と養鶏問題懇談会に関する資料が出ておりますので、資料6と7に基づきまして御議論いただきたいと思えます。

まず資料4でございますけれども、委員要求資料等に関連する事項につきまして、先程の事務局からの御説明を踏まえ、御意見あるいは御質問等をお寄せいただきたいと思えます。どなたからでも結構でございます。御自由に御発言いただきたいと思えます。

福田委員。

福田委員 これは、後の方の主要な論点のところとも関係してくるのかもしれませんが、資料4-4にかかわるところで環境配慮規範というものの策定、それをクロスコンプライアンスとして使っていくというお話がありました。その中で、環境配慮ということですが、家畜生産にかかわること、それから飼料生産にかかわること、この辺のところの具体的な話、もっと先になるのかもしれませんが、こういったことを要件として、そしてまた、それを達成した場合に一定の支援の対象とするというふうな、そういうクロスコンプライアンスの手法をお考えのようですが、もう少し現段階で、この飼料生産あるいは家畜生産にかかわるところの環境配慮規範の方向といいましょうか、見えている部分がございましたらつけ加えて御説明いただきたいということと、こういったことの対象となる経営というのはすべてにかかわるものだろうかということでもあります。

以上、質問であります。

生源寺部会長 ありがとうございました。

幾つか御質問なり、あるいは御意見があったところで、まとめて事務局からお答えいただきたいと思えますので、その他にあればと思えます。

平井委員、どうぞ。

平井委員 今は排せつ物の発酵をさせておるんですけども、2次発酵、3次発酵で、においをなくしてばらばらになるところまで行っているんですが、余り体積が減らないんですね。これを、微生物か何かを加えて体積が5分の1ぐらいになるような方法とか何かがありましたら、そういうことも教えていただいて知らしめていただいたら、今、発酵済みの肥料を置くところが困っておりますので、その辺の配慮もお考えいただいたらどうかと思いますので、よろしくをお願いします。

生源寺部会長 その他、資料4の関係でございますでしょうか。

神田委員、どうぞ。

神田委員 消費者のニーズということでお聞きしたいと思います。これは資料4に限らず、全体にある大きなキーポイントだと思いますけれども、特に資料4-5のところに、いろいろアンケートをとったようなこともありますので、そこでちょっとお聞きしたいと思います。

消費者ニーズのつかまえ方、とらえ方、分析の仕方というようなことが、いま一、ちょっとわからないんですね。そう思ってこの資料4-5を見ますと、3ページの下に、こういった調査をしたよと。それによって、こういったグラフが書かれているというふうに思えるわけですけども、このグラフの中から、あるいは1ページの消費者ニーズの「低脂肪のニーズが濃厚よりも5倍あるよ」というような報告がある中で、2ページの平成22年の目標が出てくるわけですね。そのときに、この22年に向けての目標というのが、1つは調査の中からこの数字がどういうふうに出てきたのかということ、それともう1つは、全体を通して、ここだけではなくて消費者のニーズをどういうふうにつかまえていくのかということの両方をお聞きしたいと思います。

生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは、増田委員どうぞ。

増田委員 ちょっと質問をさせていただきたいと思いますが、資料4-3の7ページです。フリーストールなどの資料をお示しいただいている中に、真ん中の一番下のところに、ほ乳ロボットというのがあるんですが、ほ乳ロボットというのは夢のような機械だけれども、実際、これを購入しようと思うと家が1軒買えるぐらいの値段というふうにも聞いておりますのと、必ずしも使い勝手がいいものではなくて、寝ずの番をしていたという話も聞きます。その辺、ほ乳ロボットというのは、やはり今のところ、夢の設備なのかどうかということです。

それから、8ページの放牧酪農転換の課題のところ。「放牧施設のための牧道・牧柵・水飲み場など、個人施設には国の助成は困難」というふうに書いておられますけれども、先般、放牧の現場を少し見せていただいたのですが、牧柵の設置の御苦労とか、水飲み場を確保するというのが、かなりのテーマのようにもうかがえますが、放牧を推進するには、やはり細かい設備、施設に対する援助というのものないことにはどうにもならないのではないかという気がします。

この2点でございます。

生源寺部会長 今の増田委員の前半の部分は搾乳ロボット 今、ほ乳ロボットとおっしゃいましたけれども、搾乳ロボットについての御質問ですか。

増田委員 搾乳ロボットではなくて、ほ乳ロボットでございます。

生源寺部会長 それでは、幾つかございましたので、この段階で関連して、いろいろお答えなり、御説明いただければと思います。

原田草地整備推進室長 草地整備推進室の原田でございます。私どもは2点。

まず、福田委員から環境規範のお話ございましたが、これは現在検討中でございます。それで、飼料作物につきましては、他の農作物と同じ形での作物としての環境規範の検討をしておりますが、主な視点としましては、例えば環境に負荷を伴う農業生産活動としまして、施肥あるいは防除、プラスチック資材の利用といったものをそれぞれ規範として基準を設けるということでございますが、例えて申せば、飼料作物で言いますと、ロールベアラーでロールを巻きます。廃プラになりますので、こういったものをしっかり管理して処理しましょう。こういったことをそれぞれの活動ごとに決めていくというふうに向っております。まだ、現在検討中でございますので、これからまた、いろいろな形での御意見を伺う機会があると思います。

それと、増田委員からの放牧の施設の話ですが、私どもは今、まず第一に、放牧をしていただきましょうということで、「実証展示ほ」というものを設けながら進めております。実証展示ほの場合は、モデル的な経営を普及するという観点から、国の補助事業の対象にもしまして、そこで出た技術を進めていく。その際に、牧柵ですとか水飲み場は、実証ほという観点で補助の対象にして取り組んでおります。これを普及する段階にあっては、1つは資金ですとか 個人の場合は、やはり資金を対応していただく。あるいは中山間地域の直接支払いで、共同の活動として、一緒に共同に資材を購入するといったことをやっていただくということで現在は進めていただいております。

廣川生産技術室長 それでは、生産技術室の廣川の方から、ほ乳ロボットについて。ロボットという名前と呼ばれているものは2つあって、搾乳ロボットとほ乳ロボットで、搾乳ロボットは高価です。これは家を1軒買うというようなお話になるかと思えます。これについて言うと、個体識別された牛が入ってきたら自動的に搾乳する装置が動き出すというもので、約40頭ぐらいが本当に人手要らずに搾乳ができるというものです。高価ですけれども、これは効果があって、牛が乳を出したくなったら自由に入って搾乳できるということで、省力化と生産性の向上ということで期待されて導入されておるものです。

これは、実はメンテナンスがないと大変難しく、放っておけないということで、メンテナンスの仕組みがあるところで普及ができていくというものです。したがって、サービスセンターがあるということが前提で動いています。ただし、もちろん先程のような利点がございます。

それから、ほ乳ロボットの方はそんなに高価なものではなくて、現在でも約300カ所に導入されておまして、これは、見たところロボットには見えなくて、ほ育用の代用乳が、これもやはり個体識別された牛が入ってくると自動的に出てくるというものです。

それで、先程の一日中眺めていたというのは、恐らく搾乳ロボットの方ではないかなと思います。

ロボット系については以上です。

塩田畜産振興課長 神田委員のお話で、消費者ニーズと目標の関係というお話ですけれども、家畜の改良、特に資料5にありますように、改良するのに非常に時間がかかるということで、例えば酪農、牛乳関係でしたら、乳脂率については止まっている、あるいは乳

量そのものについては伸ばしていくということで、改良については、やはり長期的視点で方向を決めるということです。今の消費者ニーズあるいは牛の実際の改良の進展度合いによって決めていくということです。

一方、消費者ニーズということでいえば、ニーズを踏まえた改良というのは当然ありますが、改良を長期的視点の中で進めていくという中で、消費者ニーズというポイントがあるかと思えます。

ただ、その調査それぞれにつきましては、牛乳関係あるいは食肉関係の方で、またフォローがあればよろしくお願ひしたいと思えますが、そうした今の需要動向に応じて牛を作っていくというんですか、改良を進めていくというような状況で、資料の方を作らせていただいております。

清家畜産企画課長 平井委員の方からお話が合った堆肥化に関連した御指摘に関して、技術的なこととなりますので、多少、私も不確かなところがあるかもしれませんが、一般的に堆肥化する際には、空気・酸素が必要です。空気中の微生物が発酵させるので、適宜、切りかえしをすとか、あるいは自動化して、そういった空気を入れるような仕組みがあります。それと水分ですね。最初の時点での水分が一定量ないと発酵が進まない。そういう基本的なことを進めてやっていくことで減量は かなり水分が飛ぶということが一番大きな要素でありまして、それで減量はできるはず。

ただ、当然のことながら、有機物に関して言うと、微生物での減量というのは 40%くらいまでにとどまるので、先程言ったような5分の1云々というところまで、確かに行くのかどうか、ちょっとはつきりわかりませんが、ただ、基本的な技術のところをしっかりとすることで、かなり減量化は図れるのではないかと思います。

それから、福田委員のお話にあった環境規範に関連して、糞尿に関連した話を原田室長が説明したことに加えてお話しすると、いわゆる家畜排せつ物法がございます。それから、私ども所管の法律ではございせんけれども、悪臭防止法なり水質汚濁防止法なり、そういったものを遵守するというのは、一般論として当然あると思えます。

ただ、率直に申し上げまして、法令上の適用対象になる者とならない者と現実的にはいるので、その辺をどういうふうに詰めていくかというようなことは、またこれからの検討課題だろうと思えます。

松島牛乳乳製品課長 神田委員から消費者ニーズをどうとらえているのかという御質問がございましたので、1つ牛乳の例を挙げて御説明いたしますと、いろいろな施策を考えていく上で、消費者ニーズというものがどこにあるか、また、それがどう変化しているかというのは非常に重要な要素だと考えております。

そのとらえ方ですが、1つは、政府でいろいろな統計調査を実施しておりまして、消費者の量的な変化とか、価格の変化とか、そういったものが消費者ニーズを反映しているということで、そういった統計数値の変化というもので消費者ニーズをとらえるということが1つあるかと思えます。

もう1つは、消費者がそういう行動をとるときの理由とか動機といったものは、なかなか政府の統計調査ではわからないものですから、なぜ、そういうことを選んでいるんですかというような理由については、ここにございますような農畜産振興機構とか日本酪農乳業協会といったところが、毎年毎年、場合によっては定点調査ということで、同じサンプル

ルを対象に調査を実施しておりまして、そういったいろいろな調査結果をもとに、多角的に消費者ニーズというものをとらえていきたいと考えております。

以上です。

生源寺部会長 よろしゅうございましょうか。

その他、この資料4の関連の御質問、御意見ございましてでしょうか。

向井委員、どうぞ。

向井委員 自給飼料政策について御説明いただいたわけですが、10%アップするのに神奈川県面積が必要だという、非常に先行きを考えると大変な状況を説明いただいたわけですが。その中で、確かに、今の消費者ニーズを考えた改良目標というのが挙げられているわけですが、一方で、いわゆる飼料効率といいますが家畜の効率性、飼料効率ですね。文言の中には「生産効率」という形で触れられてはいるわけですが、いわゆる一定量のインプットに対してどれだけのアウトプットができるのかと、そういう視点からの文言がほとんど入っていない。それで、現実には飼料効率といいますが、要求率といいますが、そういうものはかなり遺伝性なものであるということはこれまでにわかっておりますので、何か、そこら辺、そういう改良方向というような中に、そういう文言があればいいのではないかなという気はします。

それで、現実にはどれだけ改良アップできるかわかりませんが、飼料自給率10%のうち1%、2%でも、そちらの方の改良は可能じゃなかろうかというふうに思ったりもしますので、ぜひ、そういう そうすると、神奈川県3分の2ぐらいで済むのではなかろうかと思ったりもしますので、お考えいただきたいと思います。

生源寺部会長 ありがとうございます。

今の点、何かございましてでしょうか、農水省の方で。

どうぞ。

塩田畜産振興課長 今回の点は、家畜改良の中の1つの視点としての効率性ということだと思います。生産効率、例えば家畜を無駄のないように回転よく使っていくということもありますし、同じ餌を食べてもより大きくなるとか、より乳を出すという意味での飼料効率ということで、これは家畜改良増殖目標の方で位置付けてしっかりやっていきたいと思っております。その流れの中で、家畜改良増殖目標策定に当たりまして、その視点、しっかり位置付けていきたいと思っております。

生源寺部会長 その上で、こちらの計画の中に盛り込んでも、もちろん差し支えないわけでございますね。

その他、いかがでございましょうか。

富樫委員、どうぞ。

富樫委員 資料4-3の自給飼料の自給率向上に関して、ちょっと気がついたことを言います。

要するに、放牧あるいは放牧の中でも集約、酪農に限れば集約放牧、あるいは稲発酵飼料等の耕畜連携、良質飼料の牧草生産、そういうふうにいる出るわけですが、自給飼料ということは濃厚飼料と違っていて、やはり自給飼料が大きくなるというか、気象条件とか土壌条件というものに非常に左右されるということですね。だから、結局、放牧がいいのか、耕畜連携がいいのか、あるいは良質粗飼料がいいのかという選択を考え

ていきますと、やはり基本的にはそういう気象条件・土壌条件 北海道で言えば、やはり積雪地帯とか無積雪地帯、あるいは土壌凍結地帯とかいろいろあるわけです。そういうところで、やはり大きな意味で、そういう自給飼料ということに、本当に日本がこれからシフトしていくのならば、やはりもっともっときめ細かい、そういう気象条件・土壌条件ということに大きく規定されるような自給飼料の在り方、要するに、放牧がいいのか、耕畜連携がいいのか、あるいは良質牧草生産がいいのか、そういう適地・適作ということをきめ細かく考えていくことが必要だと思います。やはり、そういうきめ細かく考えていくということで大きな枠ができてくると思うんですね。

そして、その大きな枠の中で、放牧なら放牧ということ、あるいは耕畜連携なら耕畜連携、牧草なら牧草と、それぞれデメリット、メリットというのがあります。例えば集約放牧といったって、やはり牛舎の周りに土地がなければできないわけですし、耕畜連携といったって、もみがらだって稲わらだって、それぞれリグニンとか珪酸とか多くて、なかなか飼料価値にはならない。TDN が小さいとか、牧草、牧草といったって、高TDNの牧草はなかなか出てこない。アルファルファが若干出てきたぐらいだというようなことで、やはりそれぞれメリット、デメリットがあります。だから、気象条件・土地条件の中でも何がいいかということをもまず示しながら、その中で、各酪農家あるいはそういう方に自分の、例えば高泌乳牛をねらうのか、あるいは高泌乳牛ではなくてゆとりをねらうのか、その辺を取捨選択させるような施策というのが必要だと思っています。

生源寺部会長 ありがとうございます。

その他に、ございますでしょうか。

それでは、資料4に関連した議論はここで終了いたしたいと思います。1を終了したいと思えますけれども、今の御発言について、何かございますでしょうか。

それでは、草地整備推進室長。

原田草地整備推進室長 富樫委員、御指摘のとおりでございます。

ただ、全体の基本方針としましては、基本的な飼料生産の方向を示してまいりますが、いずれにしましても、都道府県あるいは市町村でそれをブレイクダウンして、さらに各地の気象条件・土地条件にあわせた形での計画を作ってくださいますので、その際に、それぞれの地域での特徴を取り込んでいただいて、具体的な指導指針として、農家経営に参考になるような形で示していただくことを国としては期待しているわけでございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは、後程何かお気づきの点があれば、また御発言いただきたいと思えますけれども、次に、大きな2番目のパートといたしまして資料5でございます。これが、本日のメインの資料ということになるかと思えます。今後の主要論点と対応方向についてということでございますけれども、これについて御議論いただきたいと思えますが、これも中身がかなり多岐にわたっておりますので、さらに少し細分いたしまして、最初に1ページから3ページまでの「我が国における大家畜畜産の位置づけ」と、2の「担い手により畜産物生産が担われ、これにより我が国畜産業の国際競争力の強化が図られるための施策の在り方」、これに関連する事項について御議論いただきたいと思えます。ページ数でいくと3ページまでということですので、いかがでしょうか。

中村委員、どうぞ。

中村委員 担い手のところで、1点意見を申し上げたいと思います。

畜産の場合、生産の大宗は、既に担い手によって担われているという認識を持っているわけですし、皆さんもそうだと思うのですが、ここでの整理が、「担い手は認定農業者が基本、この他一定の営農形態についても位置づける」という整理になっているわけですが、畜産の認定農業者は2割ちょいということですね。それが基本という整理は、やはりおかしいではないか。逆の数字であればわかるわけですが。したがって、畜産における担い手というのは、そういう生産の大宗を担っている人を表す形にしないとイケないのではないかと思います。

例えばということ言えば、認定農業者及び主業農家とするとかなり、9割はカバーされる人が担い手ということで乖離がなくなるというふうに思うわけでありまして。作目によって、担い手等という整理を別に変えてもいいと。認定農業者及びこういう人が、その作目では担い手だという整理をすればいいのではないかとというのが私の意見です。

生源寺部会長 どうぞ、岸委員。

岸委員 今回の担い手問題ですけれども、これは非常に本審議会でも大変なところだろうと思うのですが、今日の資料4-6に価格等部会の委員の意見が出ておりますね。その中に全農の大野常務が意見を出していらっしゃるのですが、今、中村委員のおっしゃったことと、これが整合性があるのかどうかというのをちょっとお伺いしたいと思います。大野さんの意見は資料4-6の2ページの一番右に書いてありまして、基本的な考え方として、「現行の畜産農家すべてを担い手と位置づけるべきだ」と書いてあるんですね。これは、今の中村さんが言われたことと違うと思うんですよ。同じ農協組織でありながら違うと思うんです。それから、さらに中身を見ますと、「現在の畜産農家は厳しい事業環境の中云々、生き抜いてきた競争力のある農家である」と書いてあるんですね。これは、国民に対して非常に誤解を与える表現で、競争力があるのだったら、価格政策で支持する必要なか全くないということになるわけです。こういうことを農協団体が言われたのが、非常に僕は不思議なんですね。

それから、次の「自給率を確保していくために、すべての農家を維持する必要がある」というのは間違いですね。規模拡大が進めば、農家の数が減ったって自給率は確保できるわけでしょう。どうしてこういう言い方を農協団体の役員の方がされるのか非常に不思議なんです。これはどうですか。本審議会ではこういう議論があるんですか。これをちょっと詰めないで、さっぱり議論が進まないですよ。

生源寺部会長 それでは、まず中村委員。

中村委員 ちょっと補足させていただきます。私は、「担い手」というのは「基本は」というところを申し上げたので、認定農業者及び主業農家というのが担い手の基本で、「このほか」というのがその他にあっていいという意見です。

岸委員 ここには「すべてを担い手としろ」と書いてあるんですね。これはどうかな...
...

生源寺部会長 中村委員の「そのほか」を実際に挙げていくとすべてになるということですか。

中村委員 畜種によっていろいろ違うのではないかと気がします。

生源寺部会長 そうしますと、大野委員の意見書とは違うということでしょうか。すべ

てというふうにはっきりされておりますので、そこがちょっと違うということになりますか。

中村委員 畜種によって、結果的にすべてとなる場合もあるかもしれませんが、どこまでというのは、今後の検討課題だと思います。

生源寺部会長 本審の企画部会での議論は、この点をめぐって随分議論がございますけれども、どうでしょうか。すべての農家というようなある意味では極論になるのかもしれませんが、経営安定対策に関して、あるいは担い手政策に関して、「すべての」というような意見は、それほどなかったように思います。

他のタイプの施策がいろいろあるわけございまして、これについては、当然「すべての農家」という場合もあれば、あるいは農家以外の方も含むということもあつたということがございます。

それから、どこで、ある意味では対象の設定を行うラインを引くのかということは、かなり議論があるわけでございますし、また集落営農をどう位置付けるかということについてもかなり議論がございました。

ただ、中間論点整理という形の中では、認定農業者を基本としております。これは運用改善が当然の前提でございまして、しかも、認定農業者に既になっていていいはずの方が随分漏れておりますので、そこはきちんと入っていただく。それから、当然のことながら、認定農業者というのは、効率的かつ安定的な経営を目指す方、ある意味で言えば、完成体のところに到達しておられる方はそれでいいわけでございますけれども、むしろ、そこを目指す方を大事にしようという制度でございまして、その点については、企画部会としては基本的に了承を得て中間論点整理にしたということでございます。もちろん、畜種によって熟度が違うので、その意味で、それぞれの部会なり、分科会に問題を投げかけるということでございます。

岸委員 発言をしましたのは、多分そういうことだろうと思ったんですけれども、ともかく全農の常務と言えは農業団体の代表ですね。その方がこういう言い方をされるのは、世間に対して非常に誤解を与えるという意味で、中村さんとは違うんだということがはっきりすればよろしいのですけれどもこれは、だから個人的な見解と考えていいんでしょうね。というふうに僕は理解します。

生源寺部会長 この場に大野さんがおられませんので、別の大野さんはおられますけれども、ここは、少しペンディングにしておきたいと思つた。

山口委員、どうぞ。

山口委員 今の関連ですけれども、2 - 1の担い手として明確化すべき経営形態の考え方、今の話ですが、本審の企画部会で中間論点整理というのは、「望ましい農業構造を確立するためには、効率的かつ安定的農業経営及びこれを目指して経営改善に取り組む農業経営の担い手を育成・確保することが急務である」とされております。これは他の作目から見ますと、認定農業者の認定率が高い実態にこの作目は入っています。私も北海道におきまして、専業地帯でも100%認定農業者ではなくて、高い地域でも7割には達していません。酪農・畜産は専業率が極めて高いということと、専業ということになりますと、ほとんど全戸が担い手であると言つて過言でないと思つた。

そういうことになると、やはり、これは認定農業者ばかりでなく、酪農・畜産の特

性や地域の実態を踏まえて、専門的に取り組んでいる経営者については、担い手として適切に位置付けるべきだと思っております。

それと関連してもう1つですけれども、経営安定のための施策の在り方、これは資料5の2～3ページにわたっておりますが、経営安定のための施策の対象者については、制度の目的及び中間論点整理の趣旨を踏まえ検討とありますけれども、加工原料乳並びに肉用子牛の生産者補給金制度につきましては、それぞれ目的があって、制度化された経過を適切に認識すべきでありまして、今後とも、制度に規定された対象者を的確に位置付けるべきであると思えます。

また、肉用肥育経営安定対策事業につきましても、子牛補給金制度の補完措置として創設された趣旨に基づきまして、制度同様、位置付けるべきであると考えます。今動いておりますWTO農業交渉、不透明な中でありまして、どのような事態になろうとも、専業率の高い日本の酪農地帯を守り、育てる観点から、現行の農業所得をきちんと確保し得る経営安定対策の構築を行うべきである。ジュネーブの交渉の中で大枠合意はされましたけれども、お米も含めて、酪農畜産部門もセンシティブ品目にはなったわけで、同じ土俵の中で、これから来年12月の香港閣僚会議に向けて、それぞれ国語から算数の時間に移っていくというふうになると思えます。

それとあわせて、いろいろ議論されておりますけれども、これから、恐らく生源寺座長の本審の中で議論されていくと思えますが、すべての議論は財政的な担保があつてのことです。ですから、間違いなく、関税なり調整金等のスタイルで、これは実質的に下がるわけですから、今の流れは。それは消費者に移転する中でやって、それが生産対策に使われたものがなくなる。そういう中で、19年から目だしをずっとおる一連の経営安定対策の財源をどのように財務省、国としてきちんと担保できるか。ですから、立派な議論を何ぼしても、最終的にはそういう裏づけ、財政的なものが担保されてこそ、生源寺座長の完成された絵姿がそこにあらわれるということでもよろしく願います。

生源寺部会長 今は、ある意味で言えば、非常に本質的といいますか、ポイントについての議論があるわけがございますので、もう少し、この点について御意見をいただければありがたいと思えます。

よろしいでしょうか。

それでは、他の分野のことでも結構でございます。阿部委員、どうぞ。

阿部委員 2つほどあるんですが、まず、最初に資料5の1ページに関連したことです。我が国における大家畜畜産の位置付け、乳肉牛の日本における位置付けの中に、食品工業との連携を担う産業としての位置付けがあるということをやはり明記すべきではないかと思えます。

釈迦に説法ですが、家畜というのはライブストックアニマルというわけですね。通常は人間と食の競合しない、人間の食したものの残さ、あるいは人間が食し得ないものを食べて、いざ一丁事あるときに、家畜肉の蛋白質、脂肪を人間に供給してくれるという役割です。ところが、ここ30年ぐらい、日本の畜産というのはそれを忘れてしまって、家畜というのは、トウモロコシだとか大豆を食べて育つものだというふう一般の人は認識しているわけですね。そういったことについて、そうじゃないよという、いわゆるパイプロダクトを使っていくということも含めて、そしてまた、それは最初に言いましたように、食

品工業のバイプロダクトを実際にいっぱい使っているわけですし、これは各論に書かれているように、TMRセンターとかでこれから拡大を企図していくわけですから、その部分の書き込みというのは入れていただきたいなという感じがいたしております。

それから2番目ですが、2ページに行きまして、今議論したことと大いに関係あることだと思うのですが、いわゆる担い手の問題です。私、ちょっと前に別の資料を作るということで、過去10年の日本の酪農のトレンドでいった場合に、酪農家戸数はあと10年したら、平成25年にどのくらいになるかという、今3万戸あるのが8900戸になる。それから、頭数は172万頭いるのが134万頭になるということが、かなりの確度で推定される。それで、今度の酪肉近というのが、これにいかん歯止めをかけていくのかということ、そういうインパクトが何か欲しいなと。あと10年して8900戸になってしまうと、今議論しております農業者の認定農業者、多分、そういうことが実際、本筋としてはその人が担っていくのしょうけれども、その中からもドロップアウトしていく人がいっぱい出てくると思いますね。

そういった意味で、この書きぶりの中に、今までのトレンドでは生かせないんだ、頭数もこのまま行ったら830万トン、850万トン乳量、そして、500万トンの飲用乳を確保できるかどうかということがものすごく大切なわけですから、繰り返しになりますが、そのトレンドに歯止めをかけるんだという、何か、そんなインパクトが欲しいなと。ですから、これは酪肉近、これからまとめの議論に入るわけで、そこら辺を主とした議論、まとめの方向に行くべきだな。それについて具体的に、プライオリティをつけていろいろな政策がありますけれども、何にプライオリティをつけるべきかということは、今、私自身も明確なものを持っておりませんが、そういう方向で議論していくのかな。

それからもう1点ですが、その担い手の中に新規就農者というのがあります。この新規就農者というのは、今までの考え方と言うと、新しく経営に参加するというふうに読みがちですが、僕たちが若い学生を見ていますと、大規模化していくに従って、いわゆる技術者として雇用・採用されていくという部分があるんですね。多分、それは今までの考え方からいうと、幅広い意味では新規就農者になるのですが、そこら辺、これからだんだん増えていくことを期待しますし、増えていくと思うんです。ですから、そこら辺の扱いというか、考え方を整理していただいて、これは我々教育者に対して、そういう方向で畜産の技術者として大学も教育をしてくれんかと、そういう形での担い手もこれからあるんだ、大規模になるに従って、そんなことで考えていただくとありがたいなと思います。

以上です。

生源寺部会長 幾つか、担い手に関する議論が出たわけでございますけれども、事務局として、この段階で何かございますでしょうか。

川合畜産総合推進室長 担い手の問題については、大変広範にわたります議論がなされたわけでございます。この担い手の問題、御案内のとおり、本審査企画部会の方でも1つの大きなテーマということで、今日も資料8の方で御紹介をさせていただいたわけですが、畜産につきましても、御意見の中にもございましたように、国際化の進展という中で、この畜産というものを考えていく必要があるかと我々も思っている次第でございます。

そういった中で、将来にわたりまして、我が国畜産が今後安定的に発展していく、継続

していくということが重要であろう。これは、土地利用型も同様でございますけれども、畜産においても、この点については同様というふうに考えておるわけでございます。

そういった中で、本審査部会の方では効率的・安定的経営、それから、これを目指して経営改善に取り組む農業経営、これを担い手として育成確保ということでございます。こういった中で認定農業者割合、資料4-2のところでも御説明いたしましたけれども、23%と他作目に比べて高い。特に酪農なんかにつきましては、5割近い方が認定農業者になられているわけでございます。それで現地に行きましても、「認定農家になってますか」とお聞きしたら「もちろんですよ。それを取らなければ始まらないですから」というお答えなんかも返ってくるぐらいに、かなり畜産の世界でも認定農業者制度、これは現場においても、他作目に比べれば、特に根づきつつあるのではないかとというふうに考えているところでございます。そういった意味で、畜産においても、担い手については認定農業者を基本ということを一つ考え方として打ち出させていただいたということでございます。

それで、実際に規模拡大が、畜産においては急速なテンポで進んでいることは事実でございますけれども、ただ、この畜産の中でもいまだに零細という農家が存在されることも事実でございます。そういった意味で、この認定農業者を基本ということとあわせて、畜産における認定率のさらなる向上に向けての取り組みの推進ということも、今日の資料の中で浮き出させていただいたということで、改めて当方の考え方をお話させていただきたい。

さらに、もう1つは認定農業者だけかというお話がございました。それで、今日の資料におきましても、「このほか」ということで資料5の2ページ目ののところに書かせていただいております。これにつきましては、先程も説明の中で触れましたように、認定農業者以外についても肉用牛が繁殖と肥育に分離して、繁殖が肥育をもと牛供給によって支えているという構造ですとか、生産組織を核として産地銘柄化の推進、これが地域ぐるみで品質確保、供給力確保という形で行われている、こういう特性や地域の実情を有していることを踏まえまして、さらにこういう実態を我々としても勉強させていただき、認定農業者以外の方についても、認定農業者に準じた一定の要件を満たす経営形態というものについては、担い手として位置付ける方向で検討してはどうかという方向を打ち出させていただいた次第でございます。

いずれにしても、今日も多くの御意見をいただきましたけれども、大変重要な点でございますので、この企画部会におきましても御議論を深めていただきたいと思います。次第でございます。

以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

今の関連で、増田委員どうぞ。

増田委員 認定農業者に関連して、女性のことをまた申し上げたいと思います。資料5の3ページにありますけれども、人材の育成・確保の在り方のところで、「女性が活躍しやすい環境整備」と一言入っておりますが、たまたまお目にかかった女性の生産者は、家族経営協定を結んでいるかという 家族経営協定を結んでいないと認定農業者にはなれないということがあります。それで現場では、特に酪農の傍ら肉用牛の繁殖をやっている

っしやる女性というのはかなりいらして、家族経営協定というものの認知度が決して高くない。見ました統計によりますと、酪農では 11.9%、肉用牛では 19.8%、平均して 15% ぐらいだと思います。

それで、認定農業者の中に女性が入ってきませんと、畜産の場合は成り立たないのが現状だろうと思いますので、現行の中では家族経営協定を推進するということが大きな命題になってくると思いますが、いかがでしょうか。

生源寺部会長 この点について、いかがでしょうか。

川合畜産総合推進室長 先生御指摘のとおり、家族経営協定ですね。平たく言えば、家族の中でだれが社長の役割をやり、家族であっても、奥さんであれ、子供であれ、どのぐらいの給料をもらうのかということ、家族の中でもきちっとしたルールを定めておく、こういう家族経営協定の取り組み。これは農政の中でも、畜産に限らず土地利用型においても、長らく、これは推進すべきという方向で、農政全体の中で家族経営協定はどんどん結んでくださいということで進めてきておりまして、各県・各地域の普及センターなんかでも、この方向でずっと取り組んできておるとい状況でございます。

そういった中で、もちろん畜産におきまして家族経営協定の締結、重要なことだと思いますので、御指摘の点、文章的にどう盛り込むのがいいか、また次回なり、最終的な酪肉近の成案に向けて検討させていただきたいと思っております。

生源寺部会長 ありがとうございます。

矢坂委員、どうぞ。

矢坂委員 やや細かな点になりますが、3ページの加工原料乳生産者補給金制度の説明のイのところ、「指定生乳生産者団体の下で計画生産に参加する生産者を対象に」と明記されています。この法律では、基本的に計画生産の参画が補給金交付の条件とされているわけではありませんので、今回、それをかなり強調されているのは、補給金の交付対象となる酪農の担い手を峻別するということでしょうか。その際、指定団体制度が維持できなくなると大変なので、個別生産者への直接払い的な要素が強くなる補給金制度を指定団体制度のもとでの計画生産とリンクさせるということなののでしょうか。

もしそうだとすれば、文面だけではわからないので、もう少しこの文章の意図をはっきりさせていただきたいと思いました。

生源寺部会長 その他、いかがでございましょうか。

平井委員、どうぞ。

平井委員 酪農経営の方は、今言うように、おおよそ幾らぐらいの所得というのが毎月出るわけですが、和牛子牛繁殖農家という方は、種付けして 10 カ月で子牛ができて、8 カ月か 10 カ月で初めて市場へ出るわけなんですよ。そこで販売できて収入があるわけですね。その市場によって、28 万から 70 万、80 万という落差があるわけです。それで、血統的に同じ雄と雌とでも子牛の出方で違うという場合があるのに、こういうふうに個人の収入、いわゆる収益というような問題を割り切れるものかどうかなど。そういうようにある程度形ができてしまうと、肥育農家とか和牛の繁殖農家という生産者は、自分の子供とのトラブルのもとになる可能性があって、こういうものがあることによってトラブルがあるというような問題が起きてくる可能性が十分あると思うんです。

今はお互い、家族ということで「売れなんだな」とか「高く売れてよかったな」という

ことで話し合いはついているのですけれども、酪農家の皆さんとか、養豚の方、養鶏、卵というのは、案外固定しているんですね。だけど、和牛繁殖農家とか肥育農家というのは、肉になって枝肉で 5000 円も行くときもあれば、1600 円というようなものがあるわけです。そのもと牛が、例えば 70 万円で大丈夫と思ったやつが駄目で、35~36 万円で買ったやつが、ものすごい中身がよくて 200 万円近くで売れるというようなこともあるわけで、それはしょっちゅうなんですね。

そんなことをじっと見ていると、余りきちっと型にはめてしまうと、全然採算が合わんという農家も生まれるんじゃないかなということで、ちょっと心配しております。

生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは、今のお二方の御意見あるいは御指摘について、特に矢坂委員からの御指摘について御説明いただければと思います。

松島牛乳乳製品課長 矢坂委員から、加工原料乳補給金制度のところの書きぶりについて御質問がございました。趣旨は、加工原料乳補給金制度が、1つは加工原料乳と飲用乳との価格差、不利性を補填するということを通じて加工原料乳の再生産を確保するということが法律上の目的になっていますことと、それからもう1つは、その制度のもとで指定生産者団体制度というものが位置付けられているということです。

制度上は加工原料乳補給金の受給対象者は、指定生乳生産者団体に生乳委託販売契約を結んでいる者という形になっておりますけれども、この制度自体が、価格の不利性を補填するということを通じて需給の安定を図るということで、また、この生乳生産者団体と同じ需給安定を図るという観点から計画生産を実施しているということです。指定生乳生産者団体と補給金の交付というのが相まって全体の生乳の需給安定が図られているということを明確化する趣旨で、こういう書きぶりをしたわけでございます。

ですから、今、矢坂委員から御指摘がございましたけれども、別に、これについて一定の方向性を示しているということではございませんで、制度の趣旨・目的を明確化する意味でこういう書き方をしています。

それからもう1つは、計画生産というものを強調した書きぶりになっておりますのは、加工原料乳補給金制度、この文脈では、一応、経営安定政策という形の中で書いてございますが、加工原料乳補給金については経営安定ということだけではなくて、計画生産を通じた需給安定という、また別な目的もあるということをご言及したという趣旨でございます。

以上でございます。

生源寺部会長 いかがですか、矢坂委員。

矢坂委員 これまでは、生乳の計画生産は酪農生産者の自主的な取り組みという形で位置付けられてきました。無論、それに政策当局が関わらないということではありませんでしたが、ここでは、基本的に生乳生産の計画生産を施策として位置付けており、従来の考え方が変わったと理解してよろしいのでしょうか。

松島牛乳乳製品課長 施策の位置付けが変わったということではございません。確かに、先生のおっしゃるように、計画生産制度自体は法律の制度ではございませんで、まさに自主的な制度でございます。ただ、この補給金制度自体の目的が、先程御説明申し上げましたように、単なる価格の不利性の補填ということを通じた経営安定ではなくて、生乳需給

全体の安定を図るのだという目的がございますので、その文脈の中で生産者団体が自主的に実施している計画生産についても言及させていただいたということでございます。

生源寺部会長 ここは、制度がかなり複雑な生乳のケースであるだけに、少し慎重にお考えいただいた方がいいという点があるかと思えます。

関連して、水田の経営安定対策を考えていく場合に、水田のお米の生産調整への参加の問題とどうリンクしてくるかということは、ある意味で共通の問題のようなところはあるわけですが、必ずしも今の段階で、本審査部会で、その点について深く議論し、また方向が出たということではないと思うんですね。非常に微妙でありますけれども、しかし、非常に大事な点でありますので、ここは少し、幾つかの角度から御検討をさらにしていただければと思います。

それから、平井委員の御指摘ですけれども、認定農業者制度と、今日の資料 8 の中で 530 万というような数字が出ていて、これは、まだ事務当局としての案の段階で、これからさらに検討していくこととなりますけれども、基本的な性格は、いわば目指すべき経営の所得の水準を仮に試算してみたという性格かと思えますので、現在、何万円以上でなければ、あるいは以下でなければというように、機械的に切るような性格のものではないかと理解しております。

それでは、また戻っていただいても結構でございますが、関連するところもでございますので、少し先に進めさせていただきたいと思えます。

次に、4 ページから 9 ページまでのところでございます。10 ページ以下の飼料基盤等の前のところでございます。国際化対応の問題、それから、安全・安心の確保、これは 7 ページの下の部分でございますけれども、このあたりにつきまして、御意見あるいは御質問をいただければと思います。

石川委員、どうぞ。

石川委員 今の矢坂委員の補給金制度ともちょっと絡んでくるかなと思うのですが、5 ページ目の真ん中に牛乳・乳製品の というのがありますね。生乳流通の安定とコスト低減のため、ここの 4 行目のところに「精緻な需給見通しに基づく指定生乳云々の需給調整機能の強化」という言葉がありますけれども、これは、最短でどのぐらいの期間でできるものをここで含んでいるのかということと、生乳だけに関することがここに書かれているのか、例えば長い目で見れば、乳牛の増産もあるし、もしかしたら間引きもあるのかなと思うのですが、ここのある意味の最短、その辺をちょっと教えていただきたいと思えます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

その他、いかがでございますでしょうか。

平井委員、どうぞ。

平井委員 ここの流通の問題で、国際化の進展の下でということ国内の牛肉の問題が出ておるわけですが、いわゆるロット別、細分化というのがここに載っているのですが、この問題は、既に 160 部位ぐらい、国産牛肉は分かれているわけですよ。日格協では 12 部位で 24 部位、今、13 で 26 部位ということになっているわけですが、既に 160~180 部位、いわゆる産地の処理センターから隣のカット工場も併用されております。処理場も、兵庫県で 37 力所が今 7 力所になっています。その中で、こういうふうにかットして部分肉流通できる市場が、今のところ 4 つできております。その中でやる部位

が、既に細分化し尽くしておるんですね。

それから、今回ここでこういう問題が提起されたということになると いいんですよ。いいんですけれども、もう既に、これをはるかにオーバーしておるわけですよ。この辺も、やはり考慮した方がいいんじゃないかというのが1点と、この前、増田先生とお話したのですが、乳牛の牡トクが販売されているところが少ないじゃないか。しかし、単価的にはコストがものすごい。今回、BSEの問題で相当上がってきて、やっと採算がとれる数字になってきたということも事実ですが、そういうものがどこで販売されているのだろうか。幾らぐらいの値段で売られているかというようなこともお話をさせていただいたのですが、やはり、この採算ベースが合いにくい。乳牛の子牛に補助金がついてやっておりますけれども、それで肥育しても、400キロ、500キロに、たとえ20カ月で枝肉にしても、今まで600円から700円だったということで、コスト割れで、とてもいい餌をやっておいしい肉を作るにはコストが合わないというような問題が出てきておるわけですね。

だから、その辺の乳牡トクの付加価値を認めたコストの安定価格というものも考慮をもっとしていただかんと、ますます酪農家の皆さんから出た肉牛のもと牛、雄が肥育されても合わない。アメリカのBSEが、この問題で禁止になっておりますけれども、これが解禁になりますと、恐らく、一番こたえるのはこの辺ではないか、こういうような感じもありますし、今後、牡トク、いわゆるホルスの雄の肉、牛肉をどう販売できるかという、また生産者が自信を持ってやれるという1つの目標が大事じゃないか、それでない、これだけ不安定だったら、恐らく生産農家が激減する、来年の今ごろは大変なことになっているのではないかなということを感じておりますので、よろしくお願いします。

生源寺部会長 ありがとうございます。

その他、いかがでございますか。

矢坂委員、どうぞ。

矢坂委員 先程石川委員が指摘されたところと同じ部分になりますが、今回、5ページの牛乳・乳製品の で、「新たに集送乳の合理化による流通コスト低減の数値目標を設定する」というふうに書いてあります。集送乳の合理化というのは長らく、30年、40年前から課題になっていることですが、実際には、リニアプログラミングなどシステム工学的な視点から物流を合理化するという議論が、経済的な取引と必ずしも合致しないということもあって、容易には進まなかったのだと思います。

今回、集送乳合理化について数値目標を新たに設定するというのは、そういう経済的な取引にもある程度制約をかけて、もっと物流としての効率性を追求する姿勢を示そうとしたということでしょうか。場合によってはスワップ的な輸送みたいなことも考えているということなのか、ということが第1点です。

最近では、より工場が専門化してきていますから、実は生乳の集送乳が効率化しても、今度は牛乳パックの流通が広域化しています。今回、生乳流通の合理化目標を提示するのはどういう趣旨なのかということです。

それから2点目ですが、日本では食肉の安全性や信頼性に係わる情報として、生産者の生産履歴等に関心が集中しがちです。欧米では一般に、と畜や解体処理の情報を重視しているように思います。ところが、日本ではと畜場等の情報は表示されません。危害が起きやすい施設を管理し、モニタリングする視点をもっと強調していくべきではないかという

気がいたします。と畜場そのものの衛生管理状態をよくするというだけではなく、と畜場等の情報が消費者に伝わる仕組みというのが重要なのではないかと考えます。

3番目は非常に技術的で細かなことと受け取られがちですが、9ページの最後にあるトレーサビリティの受益者負担という表現についてです。受益者負担というところからわかったような感じがしますが、トレーサビリティの受益者というのは、消費者を含めてフードチェーン全体が受けているわけですし、むしろ食肉など食品の生産・流通を担う事業者がトレーサビリティの社会的責務を踏まえて、自主的に導入していくということが重要だと思います。

こういうふうに、応分に負担して導入していくという発想が、生産・流通事業者の自主性 自主的に、自分たちの製品の安全性や信頼性を高め、消費者に安全で安心な食品を提供していきこうとするエネルギー、発意をそくようなことになりはしないかと懸念されます。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。幾つか御質問、御意見がございましたので、このあたりで、少し農水省の方からの……。

松島牛乳乳製品課長 それでは、牛乳・乳製品につきまして石川委員と矢坂委員から御質問がございましたのでお答えしたいと思います。

まず、石川委員からお話ございました5ページの のところがございます「精緻な需給見通しに基づく指定生乳生産者団体相互の連携による需給調整機能の強化」と、どういう期間でこういったことを実施するのかという御質問でございました。

これについては、6月の畜産企画部会で生乳の流通状況ということを御説明した際に、最近、消費地と生産地のギャップが大きくなっている。具体的に言いますと、北海道、九州における生産の比重が増してきておりまして、相当量の生乳が北海道、九州から近畿圏、首都圏の消費地に恒常的に移送されているということをお説明しております。そういった生産地から消費地に向かう生乳について、具体的には、毎日毎日、指定生乳生産者団体と乳業メーカー等が日々の需要を見ながら調整しているわけでございますけれども、そういった需給調整といったものを、もうちょっと精緻に行うことによって、例えば夏場で、消費地で需要があるのに、生産地から十分な生乳が供給されないことによってチャンスロスが生じるとか、また、冬場、需要が落ち込んでいるときに、必要量以上の生乳が生産地から消費地に向かうことによって、その消費地の近隣で余乳といいますが、加工向けの生乳が発生してしまう。そういったものを解消することによって、より効率化が図られるのではないかとということです。

現在、全国に10 ございます指定生乳生産者団体が四半期ごとの需給見通しというものを立てまして、全体の需給調整を行っているわけでございますけれども、これを、例えば月ごととなり、10 日ごととなりといった、より短い期間の需給を見極めて、より精緻な需給調整というものを行えるようなシステムを作っていくのはどうかという趣旨で、ここに問題提起をさせていただいているということでございます。

それが、例えば飼養頭数とか、そういったところに影響するのかということでございますけれども、最終的には、そういった需要というものの積み重ねの中で、生産者団体の方で、それに見合った生産をしていくためにはどういった生産構造が必要かということで、

そういった日々の、または月ごとの、年ごとの需要というものが、最終的には生産の面でも反映していくということではないかと思っております。

それから、2点目で矢坂委員からお話ございました集送乳の合理化についての目標設定の件でございます。これはどういったことを想定しているのかという御質問でございますけれども、これも、同じく6月の企画部会の際に御説明しましたが、平成13年に制度改正をいたしまして、指定生乳生産者団体の広域化ということで、これまで各県に1つずつございました団体がブロック化し、8ブロックになってございます。

ただ、広域化する際に、大きな目的としまして、指定団体が、より広域の区域を管轄することによって物理的な集送乳コストの整理というものがなされて、その分のコストが引き下げられるのではないかと期待されていたわけでございますけれども、現実には、なかなかその分の効率化が進んでいないということが、いろいろな調査などで明らかになっております。それで今回、問題提起で出しましたのは、その広域化の1つの目的であった集送乳の合理化というものを、より計画的に各指定団体に取り組んでいただくということです。指定団体の方も共通の問題意識を持っておりまして、現在、中期目標というものを、今後2年間を対象に策定しようとしておりまして、その中で、例えば配乳権を指定団体に一元化して、指定団体が、より物理的に効率的な路線を組むような条件を整備していくとか、それから、ク-ラ-ステーションというストックポイントを設けて効率化を図るといのように、それぞれの団体が自主的にそういうことに取り組むことになっております。それで、我々としてもそういったものを支援し、また、そういった各指定団体が取り組んでいる集送乳の合理化に国としても目標を設定して、積極的に取り組んでいただくという趣旨で、この部分、新しく数値目標を設定するということを提案申し上げます。

それで、なぜパック詰め以降の物流の効率化のところと言及しないのかということでございますけれども、その部分というのは市場機能が十分機能しておりまして、乳業と量販店等も含む販売店とのいろいろな競争関係の中で十分効率化は進む部分であろうかと思っています。また、酪肉近という観点からは、これまで酪農生産における効率化という部分と、それから、乳業における、例えば工場の再編による効率化ということは数値目標を設定して推進してまいりましたけれども、その中間点にある酪農家と乳業メーカーとの間の集送乳の部分というのが、理念的には従来から記載されてございますけれども、数値目標という形で具体的な目標が設定されていなかったということがございまして、今回、新たにこの部分について、数値目標を設定するということも御検討いただければいいのではないかと趣旨でここに記載させていただいているということでございます。

生源寺部会長 それでは、食肉鶏卵課からお願いします。

池田食肉調整官 まず、平井委員からの御指摘、2点でございます。

1つは、いわゆるここでは小割りと書いてありますけれども、スペックのお話だというふうに理解しております。これにつきましては、大きく分けて業務用と小売と2つあるのではないかと思います。それで、業務用につきましては、確かに、いろいろなスペックがございます。これにつきましては、コマーシャル規格をどういうふうにするかということを検討いたしまして、一定の規格を作っております。

ただ、今の平井委員の御指摘は、そういったものがまだまだ普及していないのではない

かということも含まれておるのではないかと思います、その辺は受けとめさせていただきたいと思います。

もう1つは、こちらの方に小割りと書いたのはそれだけではなくて、例えばアウトパックを今求められている。これは、やはり流通の進展の中でやむを得ない部分があるのでしょうか。そういったものにも、やはり卸さん、あるいは食肉センターが対応していくというのが1つの方向ではないだろうか。例えば、モモをブロックで出す。それで、モモは低需要部位ですと言っているけれども、アメリカものが入ってこないときには、モモのシャブシャブでもいいじゃないか。もものシャブにして、それでアウトパックして売ったら売れるのではないか。こういった、ある意味で機転の利くようなことというのは流通の中でも大事ではないかという意味合いも含めてこちらに書かせていただいております。

それからもう1つ、乳用種についてでございます。乳用種につきましては、まさしく今、乳用種の補給金の在り方の研究会を行っておるところであります。委員御指摘の点が、まさしく1つのポイントでありまして、補給金の在り方のみならず、どのようにしてホル抜き付加価値をつけていくか、どうやって売っていったらいいかということを総合的に今、実は検討しているところであります。

次に、矢坂委員からの御指摘でございます。1つはと畜処理についてでございます。と畜処理につきましては、最近の動きから言いますと、平成12年に大動物、牛ですね。それで、平成14年度から小動物、豚ですね。これにつきまして、O-157の発生を受けましてと畜場法が改正になり、それに基づく施設整備基準が改正になりました。HACCPの考え方を取り入れた新しい基準を、その期限までに守らないと、もうと畜業もやってはいけないということで、日本全国、北から南まで、すべてその基準に合うように整備をいたしました。これで、かなり衛生水準というのは上がっておるのではないかと思います。

では、こういったことを消費者の方々がどれだけ知っておるかということが指摘のポイントではないかと思いますが、と畜場の中すべてではございませんけれども、消費者の方々も含め皆様方に見ただけのような、例えば、今日御出席いただいている平井委員の地元の神戸の市場、こちらも外から見られるようになっております。もちろん、と畜しているフロアにまでは入れませんが、そういったところを造って、そういうものを見ていただく、こういうようなことは幾つかのところに出てきていると思います。

欧米と、これについて比べるのはなかなか難しいと思います。と畜というものに対する考え方が、やはり欧米と日本では違いますので、皆さんに知っていただくといっても、これはちょっと違いを認識した上でやっていく方向があるのかなと思われました。

それからもう1つ、トレサの費用負担でございますが、これは委員の御指摘があったような、自らやろうというインセンティブを妨げるようなことを意図して書いておるのではなく、例えばトレサをやることによって差別化する。差別化することによって付加価値がついて高く売れるということも含めて、その場合の消費者負担も含めて、ある意味では受益する人たちが応分に、それを誰かが負担をするという広い意味で書かせていただいております、決して自主性を阻害するというようなことは考えてございません。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

実は、当初予定しておりました時間を少し過ぎておりますけれども、もうしばらく議論

を続けさせていただきたいと思います。それで、丁寧にいろいろお答えいただいております。たいいんですけれども、できるだけ簡潔にお願いいたします。また、委員の皆様方も、発言はできるだけ簡潔にさせていただければと思います。

その他、9ページまでのところでございますでしょうか。

高橋委員、どうぞ。

高橋委員 7ページの ですけども、生乳取引に関する取引基準なり要因を見直そうというふうに明記されていますが、基本的に、ここに見直す背景が何項目か書かれています。本当にこれが主たる目的なのかというふうに、生産現場からすれば非常に疑問を感じます。それで、もしそれ以外に何か見直さなければならない理由等があるのであればお話しさせていただきたいと思います。

それで、基本的に基準の中で、生産現場はそれ以上のものを求めて今まで生産してきた経過があります。それが家畜改良とも関連しているはずですので、消費者ニーズの部分の表を見れば、平成22年までも現行の、当初組んでいる、計画している基準で行こうというような書き方をしているようですので、ちょっとその辺のところをお聞きしたいと思います。

生源寺部会長 その他、今の議論のパートでございませうでしょうか。

大野委員、どうぞ。

大野委員 9ページですが、トレーサビリティとトレーサビリティシステムという2つの用語が使われているわけですが、これの違いがあるのかどうかというのが1点と、それから、「生産者や食品事業者の自主的な取り組みを基本として推進」と書いてございますが、トレーサビリティの定義のようなものをお示しいただかないと各業界で混乱を生ずるのではないかと、そんなふうに思いますので、その点、御意見を承れればと思います。

生源寺部会長 ありがとうございます。

その他、いかがでございませうか。

神田委員、どうぞ。

神田委員 6ページの上の方の のところに「食肉処理施設の処理能力及び稼働率に関する数値目標を設定する」とあるんですね。この数値目標、どういった食肉処理施設を今後考えているのかというイメージだとか、どのくらい稼働率を上げていくのだろうかというようなことが少し知りたいんです。

なぜかといいますと、あちこちにコスト低減ですとか、合理化ですとか、効率化ということの中で、ここも稼働率を上げるということで、そういったことがもちろん、消費者にとってもメリットではあるということはおわかってはいるんですけども、もう1つは、やはりそういった中で安全性というものが、もしかしたらおそれかかかにはされはしないかというような危惧があるわけですね。そういったことについて、HACCPですとかトレーサビリティ、触れていますけれども、ちょっとそういった心配があるということです。

それからもう1つ、7ページのところの ですけども、BSE発生との関係で、輸出国に対する衛生要求水準に適合するようにしていくんだという話がありますね。これってというのは、すみません、ちょっとわからないのですが、日本の今ある衛生水準というのは、輸出国に対する衛生水準に達していないのかどうかということです。

生源寺部会長 その他、9ページまでのところでございませうでしょうか。

近藤委員、どうぞ。

近藤委員 若干レベルが違うお話で申しわけないんですけども、9ページの消費者の確かな情報の提供、食育というところですが、今後、非常に食育というものが重要なテーマになってくるという前提で申し上げておきたいと思います。

やはり畜産といいますと、日本人の食生活から、ちょっと特別な、歴史的な中でどうとらえられているのかというようなことが、これから食育の中で非常に重要なのではないかと。安心とか安全とか栄養ということは、もちろん肉関係の教育の中で重要でしょうけれども、日本で、なぜ畜産が生まれてきて、今どういう状況にあるのかということを中心に伝えていくことが、例えばアメリカとかヨーロッパのでっかい牧場と比べて、なぜ日本はこうなのかという歴史的な重みとか、そういう中で培われてきた文化みたいなものも、これから日本の畜産関係では食育として必要ではないのかなと思いますので、これはお答えをいただくということではなくて、意見としてちょっと申し上げたいと思います。

生源寺部会長 ありがとうございます。

その他、いかがでございましょうか。

吉田委員、どうぞ。

吉田委員 牛の場合のトレーサビリティはよくわかるんですけども、豚に関してですが、非常に細かくて頭数的にも大変だったと思うんですね。そういった場合の豚のトレーサビリティの考え方というのは、どの辺までを一応、今のところではお話ししているのかということをお聞きしたいのですが。

生源寺部会長 ありがとうございます。

その他、いかがでしょうか。

それでは、非常に多岐にわたる御質問がありましたけれども、できるだけ簡潔にお答えいただければありがたいと思います。

池田食肉調整官 まずトレサにつきましては、広い意味では、どこで生まれて、どこで育て、どこでと畜されて、どこで売られるかというのがトレサだというふうに考えればいいんじゃないかと思いますが、それぞれのトレサにつきましては、牛については法律で定められたもの、それから、生産履歴JASであるとか、あるいは、ある意味ではトレサの範疇に入るのかもしれませんが、有機とか、そういったそれぞれの区分で一応の標準を作っておるということになります。

それから、と畜場の数値の目標につきましては、第4回のこの委員会で御説明させていただきましたが、一応、稼働率については22年目標で8割という目標を立てております。この8割は、と畜というのは年間でみれば100あるときもあれば60のときもある。いつも箱型のように、豚なり、牛なりが生産されるわけではないので、そういった状況を勘案して8割というふうにしております。

それから、輸出国に対する衛生規制云々というのがございます。これは、やはりその国、その国で、若干衛生に対する制度が違います。それは、どちらがいい、どちらが悪いということではないと思います。例えば日本にあってアメリカにないもの、アメリカにあって日本にないものがあると思います。それに応じて、それぞれの国に、こういうことをやってくれ、ああいうことをやってくれというふうに要求している、そういうことで御理解いただければと思います。

松島牛乳乳製品課長 高橋委員から御質問のございました生乳取引の基準の件でございますけれども、この文章にございますように、「などを総合的に勘案して、取引関係者間において検討を行い」ということとございます。ですから、ここに書いてあります要素というのは例示ということとございまして、別に、これに限定して考えていただくということではございません。また、例えば消費者ニーズの変化ということで、この部会でも議論がございましたけれども、消費者側からは、これ以上高い乳脂肪分は求めていないとか、また生産者側としても、例えば乳脂肪分の向上のために、輸入粗飼料を一定量供給せざるを得ないとか、そういったいろいろな問題点が提起されていますので、まさに、そういった事柄を乳業メーカーと生産者の間で議論いただいて、そういった課題にどうこたえていくかということについて検討いただくという趣旨でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

養豚のトレーサビリティに関する何かお答えはございますでしょうか。

廣川生産技術室長 豚の生産情報 JAS に限って言うと、1頭1頭に帰るというトレーサビリティではなくて、ロットという考え方を入れています。したがって、ある時期まで一緒に育ったものは1つの固まりとして考えて、そこから出てきたものについて追いかける、履歴をはっきりさせていく、そういう考え方を導入しておりますので、そんなに大きな混乱はないのではないかと考えております。

生源寺部会長 ありがとうございます。今、簡潔にお答えいただいておりますが、もちろん本日でなくて結構でございますので、関連する資料なりを必要に応じてお出しただければありがたいと思いますし、この部会自体、かなり長期にわたって継続しておりますので、過去の部会で出されている資料であっても改めて出していただく、部分的に、そういうこともあってよろしいかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、まだまだあろうかと思っておりますけれども、少し前に進みたいと思います。10ページの「飼料基盤に立脚した畜産経営の育成のための施策の在り方」以降、この資料5の残りの部分につきまして御発言いただければありがたいと思います。

金井委員、どうぞ。

金井委員 家畜排せつ物の適切な処理・利用という12ページですが、12ページのところで、「耕種農家にとって利用しやすい堆肥とするための成分分析結果や施用管理方法の普及・啓蒙」というふうに書いてありますけれども、一方、資料4-4によりますと、資料4-4の右下の方には「耕種農家が使いやすい堆肥の生産を推進」、それから、「堆肥の化学肥料代替資材としての利用促進」というような文言が書いてあります。

それで、この資料の方を私なりに解釈すると、いろいろな耕種農家のニーズにあわせた堆肥を作るということまで読み取れるわけです。私は今後、やはりこういう考え方というか、ニーズに合った堆肥を生産するぐらいのことまで考えないと、恐らく、今後どんどん堆肥が出てきて、堆肥が野積みされるような状態になりかねないと思っています。

したがって、この12ページの文章については、むしろ「耕種農家のニーズに合った堆肥を促進する」ということ、もちろん、「成分分析結果や施用管理方法の普及・啓蒙」というのも重要なんですけども、そういうことまで踏み込んで、これから、やはり先を考えたなら変えた方がいいのではないかというような気がいたします。

それが1点と、もう1つは、一番最後の13ページの家畜改良と新技術ですが、家畜改

良については、先程向井委員がおっしゃったように、やはり改良することによって生産性の向上なり農家の所得の向上なりにつながっている。それから、さらに自給率の向上にもつながるといふこともあるわけですから、単に、こういうふうに改良自身の目的を羅列するのではなくて、そういうものも、ちょっと文言として入れていただきたいということです。

それから、新技術につきまして、この新技術とは何かというのはよくわからないところはあるのですが、これからやはり、これまでもそうなんですが、経営の合理化なり生産性の向上なりを図るという意味においては、今まで説明された中で、例えば食品残さの利用だとか、分娩間隔の短縮だとか、そんなことまで含めて、やはり技術に裏付けされなければできないというのは、これからいろいろあると思います。それで、ここの新技術だけではなくて、やはりここに散りばめて書いてあるようないろいろな技術の開発なり、改良なり、先程、搾乳ロボットについては一々見ていなければいけないとか、そんなことがありましたけれども、それは、やはりこれから改良すれば手を離しても使える。これは省力化につながるといふことになるわけですから、そういう意味も含めまして、やはり技術の開発・改良・普及・定着、この重要性みたいなものを一般的にもっと書いていったらいいのではないかと。

さらに、新技術とは何かというのは、その区分けというのはよくわかりませんが、新技術についてはこういうことと、さらに新しい技術をやっていきましょと、こういうのだったら、それはそれで結構だと思いますけれども、そういう技術の重要性なり何なりというものをもうちょっと書いていただきたいという気がします。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

その他、いかがでございましょうか。

阿部委員、どうぞ。

阿部委員 これは質問ですが、10 ページの自給飼料生産について、コントラクター等のアウトソーシングをどんどん進めていって、ずっと読んでいきますと、これは表作についてのことがずっと書いてあるのかなというふうに思ったりするのですが、いわゆる、今、これも釈迦に説法ですが、冬の畑・水田で緑を見ることが非常に少なくなって、これからもどんどん少なくなるでしょう。いわゆる裏作というのは、原田室長、これはこの中に入っているんですか、考え方として。そこら辺はどうでしょうか。

生源寺部会長 その他、いかがでございましょうか。

どうぞ、福田委員。

福田委員 いわゆる自給飼料政策というか、飼料基盤に立脚した畜産経営の育成ということで、かなり自給飼料政策自体の充実というのが今回も目立つといいましょか、パーツ、パーツ、ツールが非常に充実しているという気がするのですが、この自給飼料政策と、前に出てきました経営安定対策、経営対策というところが、どうマッチするのだろうかというところがちょっと……。

つまり、経営対策、安定対策というのは、畜産は部門専門的だというようなことで、いわゆる価格安定政策、価格新政策のようなことで行きますという話になっているのだろうと思います。そこには、自給飼料生産・増産あたりとのインセンティブ、農家へのインセ

ンティブというのはつながらないのだらうと思いますけれども、そのところ だから、これは従来の経営対策といえましょうか、価格対策とこの自給飼料政策なんていうのは、従来の延長線上で来ているのだらうと思います。

その中で、なかなか自給飼料増産運動を続けてきたにもかかわらず増産ができなかったという中で、どれほど自給飼料基盤に立脚した大家畜経営というのが出てくるか、見込めるかという話になるらうかと思ひます。そこら辺のところ、1つ疑問点ということでお伺ひしたいと思ひます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

その他、いかがでございましょうか。

近藤委員、どうぞ。

近藤委員 13 ページの家畜改良のところの ですけども、これ、感覚的な意見かもしれませんが、クローン技術やDNA解析、それから、雌雄産み分けの受精云々というものと、ロボットやロールペーラーの活用等の飼料生産技術などと同次元で、今後とも積極的に推進というふうに書いていいものだらうかどうかというのをちょっと疑問に思ひます。特に、クローン技術とか、DNAとか、雌雄産み分けのところはさまざまな議論が、畜産と関係なくある用語でございまして、まとめた形で今後とも推進というふうにパッと書いてしまうことについては、いささか、ちょっと胸にストーンと落ちないようなまとめ方になっているなというふうに感じました。

生源寺部会長 ありがとうございます。

その他、いかがでしょうか。

それでは、いろいろ御質問がございました。それから、先程私、ちょっとうっかりしましたけれども、トレーサビリティとトレーサビリティシステムの違いというような御質問があったかと思ひますので、この点も含めて事務局の方からお話いただければと思ひます。

川合畜産総合推進室長 文章的に、トレーサビリティ、それからトレーサビリティシステム、使い分けがしてございます。基本的に、トレーサビリティというのは、直訳すれば遡及可能性ということございまして、トレーサビリティシステムというふうにつなげて使うときは、それを可能にするためのシステムというか、手段というか、そういう手段まで含めての概念として使うときはトレーサビリティシステムということで、例えば、 のところで「トレーサビリティの実施が義務づけ」とありますけれども、こういうところに「システムの義務づけ」とすると、手段の義務付けということですから、ちょっとおかしいので、「トレーサビリティの義務づけ」という使い分けをさせていただいております。

廣川生産技術室長 金井委員の後半の話で、改良の話と新技術の話がございました。それで改良の方については、もう少し意義について、まずきっちり記述すべきだというふう理解しまして、もう少しこの文章、工夫したいと思ひます。

それから、新技術の話で、そもそも新技術の前に既にある技術で頑張れるべきところがあるのではないかということでした。それも、この文章の中で工夫をしたいと思っております。

それから、近藤委員の方からございました、いわゆるバイオテクノロジーと呼ばれているものと、自動化と言われるような技術は違うものであるし、一緒にして積極的に推進というのは疑問であるということで、実は のところで、「消費者への正確でわかりやすい

情報提供を図り」というようなことを書いておるんですけども、ここも、確かに御指摘のとおりなので、この文章の上でも工夫をしたいと思っております。

原田草地整備推進室長 阿部委員からの裏作のお話でございますが、御指摘のとおり、大変大事な部分でございますので、表記をもう少し明確にさせていただきたいと思っております。

それと、福田委員の経営安定対策とのマッチングの問題ですが、実は内部でもこういった議論を十分してございません。

ただ、私の個人的な考えですが、自給飼料は、やはり1つの手段でございますので、経営安定対策の品目の中で、具体的にとらえるというよりは、むしろ、そういった中心になる担い手の方々が、自給飼料を選択することで中核的な担い手になっていただけるという方向での誘導をしていきたいなと、これは個人的な意見でございますけれども、そのように考えてございます。

以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

今の点でございますけれども、本審査企画部会の議論、また中間論点整理の中に、経営安定対策については「日本型直接支払いとも言うべき工夫をする必要があるのではないか」ということが書かれております。これは、主に2つのことが考えられておまして、1つは、規模拡大した場合の支払いの問題でございます。もう1つは、水田あるいは輪作型の畑作を念頭に置いてはおりますけれども、需要に応じた、また品質の向上をしていくということも含めてでございますけれども、需要に応じた生産を確保するという意味で完全なデカップリングということでもいいのかどうか、そこを工夫する必要があるということがございます。

餌ということになりますと、価格のついているものではないということがありますので、なかなか難しい問題がありますけれども、この部会でも少し議論を深めていただければありがたいと私としても考えております。

その他、資料5の全体を通してございますでしょうか。

高橋委員、どうぞ。

高橋委員 10 ページにあります飼料基盤に立脚したという部分ですけれども、いろいろな表現の仕方の中で、すべて作付面積とか、生産手段の分については触れているんですが、結局、土地そのものから、いかにして今よりも収量を上げるかという部分が入っていないんですね。それで、今までもそれに対してはいろいろな部分で、土壌改良とかさまざまな施策があってやってきた経過はあるんですが、年々、その部分が低下してきているのが現実問題じゃないかなというふうに私はとらえていたんです。

それで、日本全国の部分については、私はわかりませんが、私が管轄している部分だけを見ても、収量調査すれば低いんですね。それが、イコールトータルの自給率が低いということに今来ている状況下にあるなと思っております。

その背景にはさまざまな要因があるんですが、基本的に、経営をやめた農家の農地を周りの農家がそれを耕すという借地による規模拡大とか、購入による規模拡大をやってきて、実際問題、手が回らないというところで、コントラクターという形でそれをシフトしていきこうという考え方もあるんですが、基本的に、今持っている粗飼料基盤の生産性の向上も盛り込んだ方がいいのではないかと。それにかかわる部分の施策をきちっと入れてもらえ

ば、自給率というのは上がるのではないかなというふうに私は思っていますので、その辺の考え方はどうなのかなということでお聞きしたいと思います。

生源寺部会長 ありがとうございます。

その他、いかがでしょうか。資料5に関して……。

もしなければ、今の高橋委員の御指摘につきまして、原田室長の方からお願いいたします。

原田草地整備推進室長 高橋委員の御指摘のとおりでございます。11ページの に、実はちょっとだけ書いてありまして、大変記述が甘いなと思いますので、御指摘を踏まえて、いろいろ検討させていただきます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは、まだまだあるかと思いますが、最後に資料6と資料7、それぞれ養豚問題懇談会、養鶏問題懇談会における主要論点についての検討状況につきまして、御意見あるいは御質問があればお受けいたしたいと思います。

それでは、吉田委員、それから平井委員の順番でお願いいたします。

吉田委員 資料6、7ということで、先程の家畜改良の件ですけれども、今、改良ということはものすごく、新技術を含めた中で農家サイドが云々ということは大変なことなんです。それで改良の部分について、国なりがやってくれて、それを下におろしてくれるということを私たちは望んでいるわけですけれども、その辺はどんなふうにお考えなのか、ちょっとお聞きしたいのですが。

平井委員 鶏卵のことですけれども、これだけ国内の鶏卵が安いのに、まだ卵が輸入されていると、これはどういうふうに 国内自給率を上げることが今回のテーマですが、やはりこのぐらいの安さで、鶏卵の農家、生産者は困っていると思うのですけれども、なおかつ液卵とかそういうことで輸入がなされているというのが、こういう議題のところへ上がってきて、どうやろうということ国内生産意欲が戻るということには関係あると思うのですが、これは、やはり切り離して考えるべきですかという気持ちで、鶏卵に関しては、それと鶏肉に関しても、非常に国内の生産農家が嘆いているのに後進国の方から入れているという矛盾を僕は感じておりますが、こういう議題の中にはのらないものかなと思ひまして……。

生源寺部会長 その他、養豚問題懇談会あるいは養鶏問題懇談会の論点整理についてございますでしょうか。

なければ、まず生産技術室長からお願いします。

廣川生産技術室長 豚の改良の話で、国はどこまでやるんでしょうかということで、すべての種豚あるいはもとになる豚の供給を国がやるということではありません。ただ、いろいろな種豚を抱えている都道府県やら民間の方と協力していこうと。それで、今一つ進めているのは、豚の全国評価をしたいということで、家畜改良センター等から基準豚というものを広く配ることで、豚の間の評価を客観的にできるようにしようというのが1つ。

それから、もちろんすべてではないんですけれども、コマーシャルベースで使える豚の基本になる豚を家畜改良センターで作っていくということは継続したいと考えております。

池田食肉調整官 鶏卵・鶏肉についてでございますが、今、まさしく養鶏問題懇談会でやっているところですが、鶏卵についてのみ申し上げますと、従量ベースの自給率は

96%と非常に高くなってございまして、輸入物はございますが、全需要量のうちの4%から5%で推移している。ですから、国境措置も高くない中でこれだけ頑張っている。この中で、やはり懇談会でもいろいろ御議論いただいて、さらに足腰の強い鶏卵生産といったものにしていく、養鶏というものにしていくことが大事なのかなと思います。

生源寺部会長 その他、全体を通して御発言になりたい方、ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。既に30分以上、当初の予定の時刻を超過しておりますので、以上で御意見をいただく時間は終了いたしたいと思います。

なお、事務局におかれましては、委員の皆様方の御意見を十分に踏まえ、今後の畜産企画部会の議論につなげていただきたいと思います。

なお、冒頭にお話いたしましたとおり、中間論点整理を受けまして、10月29日に予定されております本審企画部会に対しまして、農林水産省から、畜産についての経営安定を図るための対策における経営対象のとらえ方、畜産における固有の課題に対応する施策の在り方等について報告が行われることになっております。この報告につきましては、本日の資料及び御議論を踏まえまして事務局から行うということになりますが、その内容につきましては私に御一任いただければと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは、10月29日の本審企画部会への農林水産省からの報告の内容につきましては、私に御一任いただくということで対応させていただきたいと思います。

また、本審企画部会への報告の内容、また同部会における畜産関係の議論の状況につきましては、次回の畜産企画部会において事務局から説明をいただくことにいたしたいと思います。

それでは、本日の企画部会はこれにて閉会といたします。

閉 会

生源寺部会長 次回の日程について、事務局からお願いいたします。

清家畜産企画課長 次回の畜産企画部会につきまして、改めて御連絡申し上げますが、11月9日、この会場において開催をしたいと考えております。

本日は、長時間にわたり熱心な御議論、大変ありがとうございました。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。